

- (82) Schindler [Fn. 43] 281-2 (Ann. 3).
- (83) Schornmann [Fn. 22] 107 (Ann. 69).
- (84) J. Köhler, Über die Anwendung der Carolina [Fn. 18] 307 (Ann. 9). まだ、フックス前掲書 [前注5] 五四二頁迄。
- (85) J. C. ハラウハ (永井三明・松本典昭・松本香訳)『ルネサンス修道女物語』(一九八八・ミネルヴァ書房)。
- (86) 関根秀雄／齋藤広信訳『モナチエーリ旅日記』(一九九二・白水社)七頁。堀田善衛『シエル城館の人 精神の祝祭』(一九九四・集英社)十一頁も参照。
- (87) ハラウハ前掲書 [前注9] 一七〇頁。
- (88) ハラウハ前掲書 [前注9]六、十五頁。
- (89) ハーヴィル・フルанс・ルネサンスの文明、前掲書 [前注5] 二十一頁。
- (90) ベッセル・ルーハ前掲書 [前注20] 一九四頁。
- (91) Vgl. K. Bader [Fn. 21] 201 (Ann. 39).

## 四 盗み、騒動、偽誓、火つけ、誹謗ほか

五十 ゲンゲンバッハの復讐断念誓約文書、犯罪調書でとりあげられていた犯罪で、淫行・姦通などの性的非行とならんで、最も数が多かつた事件は、盗みである。参考までに、一五六一年のジュネーヴの犯罪件数一九七のうち風俗の墮落（姦通、強姦など）四十、窃盜三十九で、これら両者で全体の四割を越えていた。<sup>(98)</sup>もちろん、ゲンゲンバッ

ハの場合、二十五点の文書にあらわれた非行の頻度がそのまま、文書以外にあらわれた非行事件の頻度を反映するものではなかろうが、しかしまつたく即応関係がないともいえないであろう。

一五四九年九月十二日の誓約証書は、オーバーホーフのハンス＝イェルクの窃盜事件を記述する (II 353-354)。ハンスはシュタインナッハで三グルденのカネを財布ごと *ampl dem Sackel* 盗み、逃走した。被害者が追跡しカネと財布を取り戻そうとすると、ハンスはこれを防ぐために逆らい、不法にも被害者に打ちかかり逃げようとした。その後捕らえられた彼は犯行を否認せず自供したが、恩赦を乞うた。市参事会としては、皇帝刑事法にしたがい *nach kaiserlichen peinlichen Rechten* 盗みは肉刑にあたるとして厳しく罰すべきであったが、(彼のへりくだつた請願態度と、彼の若年であることに鑑みて、また、彼が今後はおこないを悔い改め、)このような悪しき、キリスト教徒らしからぬくわだてと関係を断つことを期待して、恩赦を発して肉刑だけは免れさせた。しかし、彼の非行が大勢の人ひとにそれとわかる *um ihrl aber meinigkeiten sein misshandlung entdeckt* ように、また(他の人ひとに見せしめとなるように)ハンスは首枷を付けられ公然とさらし台に立たされたことになつた。そのうえで、復讐をおこなわぬこと、また教区を離れてシュヴァルツヴァルトの彼方へ去り二度と舞い戻らぬことを誓わねばならなかつた。

五十一 一六二八年十一月二十四日 (I 93-94) や、一六三年三月十日 (I 94) の文書が述べるのは、押し込み、あるいは夜間押し込みを働いた事件で、カロリナの第一五九条——後者の文書は、げんにこの箇条を挙げている——にいう、いつそう重罪の、住居破壊を伴つた、(初犯の危険なる盗み)である。一六二八年、エルツアッハ *Elzach* のハンス＝ヴィイーターは、(當庭のメルシ隊長殿のところ) *Herrn Haupthauptmann Mercy nifm Hoff* から、二十ドゥカートを、パウロ＝トラウシュ——彼は、宿屋、驚の主人であつた——に、仲間一人と共に刃を引き倒し押し入つて *missgewissen, eingebrochen*——の、戸を引き倒し押し入つたのは、仲間の方であつた——金貨とターラー貨を盗んだ。また一六

三一年、フランケン出身 *auss dem Landt Franken* のラップマン＝タールの靴屋ハンスは夜間 *bei nachtlicher weylen* ソンダースバッハのアンドレス＝ブリューデリンの家に押し入り二フライアテルのベーコンを盗もうとしたところを主人に捕えられた。以上いずれも、本来はカロリナにしたがい吊るし首か、斬首（一六二八年）、また重き肉刑（一六年）でもつて処罰されるべきところ——カロリナによれば、吊るし首（女は溺死）刑、あるいは裁判官の裁量によつて両眼をえぐりだし、あるいは片手の切断、その他の同等の身体刑であつた——恩赦がくだされ、首枷をつけて鞭打たれた *mit Rute angehauen* つゝで都市を終生去ること（一六二八年）、また一定時間首枷を付けられ立たせられたうえ都市周域十マイルの土地から妻とともに退去しよたびかえらぬこと（一六三一年）を誓約することになつた。これに違背したときは〈判決と裁判なしに〉吊るし首（一六二八年）、宣誓に用いた手の切断、もしくは斬首（一六三年）に処せられる。以二件いずれも、『木陰の道』*unter Linden Siegen* で文書が朗読されたり、宣誓が交わされたりしたとあり、この場所が市の境の一つであつたことを思わせる。

五十二 ゲンゲンバッハの諸文書中、最後の年代にあたるこれら文書に記された二事件が起きたころは、三十年戦争の時代であった。一六二五年デンマーク王クリスティアン四世（ホルシュタイン公）の参戦から三五年五月フランスの宣戦までにいたる、その第二期にあたつていた。一方では、二六年四月エルベ河畔デッサウ、ワレンシュタイン傭兵軍と、クリスティアンの同盟軍傭兵隊長マンスフエルト伯エルンストとの会戦、ゴスラー近郊バーレンベルク河畔ルツテルにおける、マクシミリアンのカトリック同盟軍を率いるティリー伯とクリスティアン王軍との戦い、そして二九年リューベックの和約に続く時代である。他方は、三〇年六月ポンメルン上陸シュテッティン入城を果たしたグスタフ二世アドルフの参戦以後、三一年九月ライプツィヒ近郊ブライテンフェルトにおけるティリー伯の敗戦に続く時代であつた。<sup>(95)</sup> そして、この二年後の一六三三年、ロートリンゲン公国が戦争に巻き込まれルイ十三世によつて攻撃を

加えられて荒廃し、ナンシーも開城させられたとき、この首都に生まれた、そのとき四十一歳のジャック・クーラは現場証人として十八枚シリーズの銅板画からなる『戦争の悲惨と災禍』を著わした。この、絵によるルポルタージュについて、ハインリヒ・プレティヒヤはこう述べている。「この絵のシリーズが、戦争あるいは戦闘面からではなく、一見無害の、部隊徴募から始まっているのは注目を引く。しかし、実はこれこそ諸悪の根源だった。」さらに言う。「農家の略奪」を描くシリーズ一枚目ともなると、グリンメルスハウゼン作『阿呆物語』（一六六九）の、たとえば、その第一部第四章の、兵隊たちが百姓家に加えた暴虐の記述の挿絵といつてもよいくらいだ。<sup>(1)</sup>

この同じ年一六三三年、フライブルクはスウェーデン軍の将軍ホルンによつて占領され、一六三五年、フライブルク近郊キルヒホーフェン Kirchhofen 村と周辺村の農民は、迫りくる部隊にたいして自衛手段をとり、またみずから攻撃にも出た。しかし、皇帝軍とスウェーデン軍とのあいだにはさまつて苦境に陥り、激しい戦闘のあとで全員殺された。現場証人の、フライブルクの聖職者の伝えるところ<sup>(2)</sup>という。オツフェンブルクは一六三一年から三五年にかけてスウェーデン軍の占領をうけた。ゲンゲンバッハも三十年戦争において著しい略奪にあつたことでは、例外ではない。もちろん、上掲ゲンゲンバッハの文書に記されていた略奪まがいの事件がそういうふた兵士によつてひきおされたものかどうかは、わからない。ただ、フランケン出の者がバーデンの田舎町にも関係していたことは、戦争が長びき広がるにつれて人間がますます流動するようになつていく時代、あわせて社会が殺伐となつていく時代の一つの徵候を思われるものといえなくもない。そして上記ゲンゲンバッハ、一六二八年のハンス・ヴィーアーの事件（五十一）には、三十年戦争の、ささやかではあるが、くしくも一つの影がすでに宿つている。被害者メルシ隊長とは、後年一六四四年七月二十八日バイエルン軍と皇帝軍の両軍がフライブルクを攻略したとき、これを指揮したメルシ将軍（もしくは、その兄弟のカスパー・メルシ）と思われるからだ。両軍は四五年八月三日から五日にかけてフラン

イブルク郊外の殺戮戦において、プライザッハから進軍してきたチュレンヌ将軍の率いるフランス軍による猛攻を阻止したのである。<sup>(註)</sup>

五十三　さて、いわば出来心からの盗みと思われる偶發的な事件の他に、常習の犯行もまた目を引く。一六〇一年一月二十三日づけの誓約証書（一 82 号）によれば、ウルリヒ＝アルム＝プロスター——フルステンベルク支配領の生まれ、カルト＝ブルンネン出身——は一週間前の一月十七日（ゲンゲンバッハの、と思われるが）週市場で「小麦－アハテル」（アハテル ein achtel は、フランクフルトでは約百二十リットル）を盗んだうえ、同市場において十七シリンダペニヒ（1 Schilling = 12 Pfennig）で売りさばいた罪で捕らえられた。余罪の盗みがありそなうなので *umb mehr begungenen diebstals willen* 然事会で訊問したところ、逮捕の前後を通して彼は、レンゲンバッハの *messin lengenbach* イヨルク＝ボーネットの息子ミヒヤエル＝ボーネットといつてみたりミヒヤエル＝ボーネットの息子イヨルク＝ボーネットといつてみたり弁明した。だが容疑が濃いので、こんどは拷問を交えて訊問を加えたところいろいろなことが判明した。三週間前、青空市場の週市で一シェツフェルのエンドウマメを盗んだうえ、ゲンゲンバッハの居酒屋日の出屋の主人に五シリング六ペニヒで売ったこと、四年前ドゥルバッハのヨハヒム＝オスターのところで六年間の約束で雇われ、親方の死後、後家から一フィアテル *mittel* の小麦を盗み、三十五シリングペニヒで売ったことをはじめ、オーバーキルヒやオーフェンブルクにおける十四件の盗みを自供した。盗んだもの——小麦、ライ麦、大麦、パン、果実であったが、おもに穀類——は売りさばくか、擗いて（妻と「二人の」子とともに食べてしまった）。以上からは、家族をノッペナウのある市民の家に預けたウルリヒが貧しさゆえから、転々と所を変えつつ、いつときしてまた戻ってきて盜み稼業を働いていた姿が浮かんでこよう。一、二度オーバーキルヒでは捕まり二昼夜勾留されたうえで所払いをくらうこともあつた。これら幾多におよぶ盗みのゆえにウルリヒはカロリナにしたがい敵格に *der strenge nach* 処

罰されるべきところ、彼の両親、兄弟、友人、妻や幼子から嘆願があった。そこで参事会は、彼を恩赦に付し、しかし、(彼にはそれ相応の刑罰となり、多くの人びとには見せしめとなるように) 刑吏によつて、半時間さらし台に *am Pranger* 立たせた。さらに彼は鞭打ち刑に処され *mit roten ausgeschwungenen* たうえでゲンゲンバッハの裁判権域の外、三マイル四方から立ち去ることになった。ほんらい放浪の窃盜常習者であつたウルリヒにすれば、この決定はどうということはなかつたであろう。ただ、ふたたびゲンゲンバッハで見つかるともう恩赦がえられず肉刑に処せられるというところに意味があつたが、これも彼にはあまり効かなかつたであろう。というのは、自供によるかぎりこれまで、ウルリヒはゲンゲンバッハでは盗つ人稼業はしてこなかつたからだ。

**五十四** 一六一七年三月二日づけの証書 (I-33) が述べるのも、放浪の盗つ人稼業である。ハスラッハ Haslach i. Kinzigtal 支配領内ミューーレバッハ出身のヤーコブ・ブルックナーは、ゲンゲンバッハ、フライブルク、シュヴァルツヴァルト、その他の土地といったさまざまの場所で農家や宿屋から穀物、鶏、亞麻布、下着などを盗んだ。カロリナによれば、吊るし首か、少なくとも、厳しい鞭打ちの刑に相当したが、恩赦によりこれを免れた。それに代えて彼は、刑吏に引き渡され首枷のうえで、市境まで嘲笑の声にさらされつゝ *mit Spül* 引きたてられた。そこで、ライン河の向こう岸にまで生涯にわたつて退去することを、復讐断念とともに誓わせられた。ライン河のこちら側五マイル以内にまで踏み入るときはカロリナにしたがつて、(判決と裁判なしに) ただちに吊るし首台に吊るされるか、もつと厳しい刑に処せられることが予告され、これを承知するについては、彼ヤーコブは、(集まつた全部の人びとを *den ganzen Umstand* を証人とした。)

**五十五** もちろん、ゲンゲンバッハ生まれのゲンゲンバッハ市民の、一度ならずおかした盗みも報告されている。既述ウルリヒ・ベンツの性的非行を述べた一六〇六年四月十四日づけ文書 (二十一) によれば、ウルリヒにたいする訊

問の結果は、彼の数々の盗みも明らかにした。ウルリヒは、市民の土地土地から林檎や梨の若木を根」と掘つて運び去り、男物の下着を盗み、夜間ピュッケンホイザーのコンラート・クラウスマントの納屋から干し草を、さらに什器、蠟、つるはし、斧、その他の鉄製道具を盗んだ。そのとき、コンラートの腕をから竿で何度も打ちつけた。さらに幾人の市民の果樹を切り倒しもした。(なお、ゲンゲンバッハ文書の編者ヘリンガーによれば、この証書の欄外には、〈覚書。これらの盗みの事件は恩赦によって公然とは読み上げられなかつた〉とみえる。) 土地の、相当の悪漢といえよう。ともあれ、以上三件に示されているのは放浪盜人であれ土地の盜人であれ、果樹の窃取を除けば日常の細々とした、食料品や品物の盗み、その意味で小窃盜中心の事件であった。

五十六 一六二二年十一月十五日づけの文書(一 92-93)は盗みの帮助に関する事件を述べる。ロートツインメルンのハンス・レーフラーは、義兄弟のハンス・ペイヤーが市長ミヒヤエルリショイラーのところから盗みを働いたことを知りつつ、彼を見逃し匿つたため、その罪を問われ、捕らえられた。本来ならばカロリナにしたがい、盜人とその故意の帮助者 *der dich und der, so den dirbst du wesentlich anführst* とは同罪である」とから肉刑に処せられるところ(わたしだけは)恩赦によりこの厳しい刑を緩和され、ゲンゲンバッハ教区から追放されることで済んだ。そこで彼は、(妻と子供一人ともども) 都市と教区をたちさり一度ともどらぬことを誓つた。もし、特別の恩赦を受けず *ohne sonderliche begünstigung* に長期であれば短期であれ舞い戻るときは、盗みの帮助者としてのみならずウアフエーデを偽誓によつて破つた者 *ein ungenügender Liphedathreher* としてもカロリナに基づき厳しい处罚をうける。これらが(集まつたすべての人の前で誓われた。)

この事件では、バイヤーは恩赦をえられず帮助者のレフラーだけが恩赦で所払いになつた。それにしても、おそらく義兄弟のよしみからであろう、わずかばかりでも手を差しのべざるをえなかつたことが、レフラー一家三人に家と

土地とを失わせ方々を流れ歩かせる結果になつたのは、ひどい災難となつたものと思わざるをえない。一家がゲンゲンバッハにおいて貧者であったかどうかはわからないが、郊外に追い出されて、かけねなしの貧者となつたであろう。上掲、フランケン出身、靴屋ハンスの事件（五十一）でもハンスは妻とともに所払いにあつたが、このレフラーも同じ境遇となつた。彼らは家族をかかえて、なにをもつて生きればよかつたのであろうか。それについて考へる前にここで、文書じしんが非行者の貧困問題に言及している事例をあげておくのが便宜であろう。それは、誹謗の事件——なお、誹謗事件は一六二六年九月二十三日づけの証書（一-93）にもみえるのだが、これについてはすでに触れた（三十一）——を記す一六〇一年三月一日づけ証書（一-82）と、横領、しかも職務上の横領を述べる一六〇三年四月一日づけ証書（一-85）である。

五十七 まず、誹謗の事件。ヘンゲンのミヒヤエル＝コッペマンは、ゲンゲンバッハ市のロイトキルヒ門近くに設けられている特免地区、つまりアジール区域において *in der Freigasse* 門番 *Portner* のミヒヤエル、およびほかの市民らに向かい、まったくその場にふさわしからざる言葉で *mit ganz unangemessenem Worte* 応対した。これにたいし門番やくだんの市民らはかえつて穢便に *in gleicher Weise* 彼を退けた。しかるにコッペマンは、「の誠意ある戒告 *freundlichen Aufforderungen* を軽んじて、わざとこう思ひ」上がり、罵詈、侮辱、脅迫の言 *schnell, schmack und traurig* をろうし、そのため市牢に入れられた。市のアジール法 *fragen* にしたがえば、彼は肉刑によつて右手を失うか、もしくはロイトキルヒ門の守衛に *ahne der Wehr* タンクトーラーの罰金 *schafft Straf* を支払わねばならなかつた。（しかし、わたしの財産では *in meinem Vermögen* それだけの罰金を支払うことなどができない）ために、（右手を失うのが、それ相応であつた。）が、参事会は、「わたしが著しく貧困である」と *mein hohe Annull* をおもんばかり特別の慈愛の念から恩赦を下した。罰金が支払えぬからといって直ちに肉刑 *leyhstrafe* を科すのには忍びないとしたのである。そこ

でコッペマンは何びとも、とりわけ門衛——彼がおそらく、コッペマンの逮捕に直接関わったのであろう——に復讐はない、またこの件について裁判も起り *Rechtschaffene darzu zu reichen* がない、と誓つたうえで市牢から解きはなたれた。ついで、違反するときは（不誠実なウアフェー<sup>テ</sup>破約者として）市参事会の欲するところにしたがい *macht ihm willen* それ相応の手続きがとられるることを賞賛すべし、と念をおされて終生の追放に処せられた。以上を記した誓約文書は（彼に、開いた市門のところで *bei offener Türen* 読み聞かせられた。）この市門のところで、所払いが執行されたのである。」この事件が起きたのは、三月二〇づけのこの文書によると、」の日の（直前の *nachlauernschinen* 水曜日）すなわち二月二十五日であつた。<sup>(通)</sup> したがい、この事件はさわめて短期間のうちに決定をみたことがわかる。後代、「監獄の現状」（初版一七七七年）の著者ベドフォード・ジョンソン<sup>(註)</sup>がドイツの監獄を実地見学して語つていたように、「これも、当時通例の、事件の早期処理の一つだつたようだ。

五十八 つぎに横領事件。職務宣誓をおこない都市で徒步の使者番として勤務 *loujiers poltern diens* に就いていたロレンツ・リケツテン・アッカーは、ヤーレコブ・グヴィナーやその他のゲンゲンバッハ市民から金錢債務の取り立て業務 *Schulden gelti einzufordern* を職務上委ねられていたにもかかわらず、その信頼を裏切り、あやまちを犯した。彼はその金を債務者から受け取つたさいにそれに手をつけ費消して *darin ergriffen, dasselbig verthon* しまつた。（）のような事件は、わたしに「まったくふさわしからざることであつた。」ロレンツは問い合わせられたが、彼は確固とした宣誓のうえではつきり否定した。が、この否定がかえつてグヴィナーラによるいつそとの調査 *ermitteln nachzugehen* を誘うことになり、その結果（残念ながら）非行が発覚した。（わたしは、わたしがさきになした〔職務上の〕宣誓に背いて、不正にもそのことで悪事を働いた。）参事会は十分な理由ありとみて彼を拘引した。皇帝法によつて大いなる非難に値する」の非行にたいしては、肉刑によつて罰せられ *ahn minorem Lyph zuschaffen* るのが相当であった。しかし参事

会は（わたし）が著しく貧困である」と、妻子には罪がないことを考えて、恩赦を発し、拘禁されている身をカネで請け出したあと *nach Erlassung der Todesstrafe* は追放にすると決した。この決定は、ロレンツが預かったカネを費消したのはおそらくは妻子を路頭に迷わせるほどとの彼の貧しさに起因するのであると、参事会が考慮した結果である。彼は市民権を失い *mein Bürgerrecht verlustig* その結果として妻子とともに *mit meinem Weib und Kindern* 八日以内に都市ゲンゲンバッハと、都市裁判権に服するその周域との外側、三マイルを越えたところに退出し当局の承諾や寛恕なしにはもはや帰ってきてもならなかつた。そのさい、復讐を断念し、また誰にも復讐をおこなわせないと誓つた。

五十九 いざれの事件でも、非行者は貧困者といわれていた。「十六世紀の史料をみると、貧困は都市生活の特徴をなす現象であつたと思われる。この現象の真の根源が農村構造の変動にあるのはいうまでもないにせよ、完全な意味での貧困は、まさに都市で出現した」と、プロニスワフリゲレメクは最近ポーランド語から日本語に移されたその著書において述べていた。<sup>(画)</sup> 中世後期の都市にはかなりの数の、ときには膨大な数の貧民の群れがみられるようになつたことを、ゲレメクは、アルブレヒト・ヨーラーの時代四万の人口をかかえ、一五二二年には「貧民保護を市当局による中央統制の下に置くことを決め」たニュルンベルクについてルードルフ・エンドレスの所論に拠りながら例証する。それによると、この年には約五百名にのぼる人々が都市から救助を受けており、部分的に扶助をえていた者を合わせると最大約五千人が援助を仰いでいた。窮乏時には都市はパン、いわゆる「主人のパン（ヘレンプロート）」を一万三千人から一万五千人の貧民と極貧とに無償で配らざるをえなかつた。<sup>(画)</sup> 宗教改革時代ケルンやアウクスブルクと並んでドイツにおけるもつとも人口の多い都市の一つニュルンベルクの住民三分の一強の人びとが、貧民あるいは「貧民状況」<sup>(画)</sup> にあつたことになる。貧民への「施しが、その行為の善性においてではなく、対象に則して、その社会性において判断される」<sup>(画)</sup> 新しい貧民観念に基づいた救貧運動は、都市が貧民、浮浪民を大量にかかえこむなか

説で登場する。周知のように、十五世紀からしだいに、とりわけ十六世紀初頭以降、乞食行為を制限、もしくは部分的に禁止し、その上で貧民を救済する政策を、南ネーデルラントが皮切りとなつて、ヨーロッパの有力諸都市が展開させる。さらに乞食行為の全面禁止をうたうカルル五世の勅令が一五三一年ガンで発せられる。<sup>(10)</sup> そこでは「公共の利益を脅かすほどに規模を拡大した乞食の問題」の調整が課題とされると同時に、「キリスト教的慈善の伝統を堅持する姿勢」も捨て去られてはいない。「放浪者の書」もまた一つには「乞食対策を練る専門家」のための基本研究書として書かれた。<sup>(11)</sup> 言い換えれば、「強壮な乞食たち」つまり「実際には高慢で、詐欺をはたらき、勤労よりは寄食生活を好み、キリスト者が守るべき撃を損なう貧民」<sup>(12)</sup> を、慎み深い、模範的な貧民、眞実の乞食から区別するという目的をもつていた。

六十 残念ながら、ゲンゲンバッハにおける貧困層の広がりについては具体的なことはわからない。だが、復讐放棄の誓約証書といった、ほんらい貧民とか救貧とかの問題とは無関係の文書にも、この問題がいわば斑点のような影を落としていた。それは、一つには、上述のように、非行者が《著しく貧困であること》のゆえにそれに応じて処分の決定がなされるところにあらわれていた。そして、もう一つは、ヤーコブ・マルクの近親相姦事件（十八）と、アンドレス・カタリーナの姦通事件（二十六）を述べる一五九八年、一五九九年の両証書に既述のように、つきのことをみえたところにあらわれていた。それぞれの非行者に科せられた六十ブント・ペニヒ、一五〇ブント・ペニヒの罰金を、当局は、状況に応じて《貧民のために》もしくは《貧民、および教会のために》用いたい、と。わずかそれだけの文言であるが、それらには、ゲンゲンバッハ市における貧困問題、救貧運動の一端が窺えるのではないだろうか。非行やその处罚を記すこういった種類の文書にも、その種の文言が記されたということは、まさにそのことのゆえにかえつて、貧困、救貧問題についてこの都市も深刻な対応を余儀なくされていたことを暗示してはいないであろうか。

ただ、しかし、この対応は、ゲンゲンバッハのような小都においては、新しい貧民観念に基づいた救貧であるというよりは、いまだなお中世的な影をひきずつていたようだ。右に「教会のために」とあるのは、教会が救貧院を通していまなお救貧の主導者であることを示している言葉であろう。ここに働いていた貧民観念は田中峰雄によれば、施しを受ける貧民は、実体としての貧民ではなく、「キリストの貧者」でしかない、ということである。施しは「貧民の必要性によってではなく、修道院の聖務日課のひとつとして、典礼の次元で把握されている」<sup>(四)</sup>。さらに、ゲンゲンバッハの富裕層に属したと思われる、アンドレス、カタリーナやその家族が——ほかに、ヤーコブ・マルクを除いては科せられていない——罰金を科せられていたのは、施しは富者の務め、義務であり、富者自身のための贖罪である、との、慈善の観念が背後にあつたともみられるのである。いずれも、やがて世俗化の波をこうむる、いわば中世的、宗教的慈善の行為<sup>(五)</sup>であった。ただ、十五世紀も後期になると、富裕者の喜捨を受けうる者は都市の定住民にかぎられ、外来の貧民は速やかに退去を命じられることになつた例がでてくる。<sup>(六)</sup> いずれにせよ、ゲンゲンバッハの場合、多少新しい状況がわかるのは、都市当局が罰金によって進んで救貧にあたろうとしたことである。(罰金を救貧にあてるということは他の都市で例があるのかどうかは、詳らかでない。) たとえば、一五〇七年バンベルゲンシスにおいて(第二七二条)ルター派の帝国騎士シュヴァルツェンベルクが(巾着裁判官 *Taschenrichter*)の存在にたいしてはやくに警告を発しているところに、また、後世十七世紀ラーフォンテースが寓話に託して「ペラン」「裁判長」が金を吸い上げて、訴訟人には／つまらぬものしか残さぬ<sup>(七)</sup>と語つたところにうかがえるように、罰金が「被害者にたいする補償」ということから、裁判官や司法高官を肥やす方法へと変わつてしまつていった<sup>(八)</sup>。時代において、ゲンゲンバッハ都市当局がこうした措置をとつたというのは、特記しておくに値することであろう。

六十 ところで、右の横領事件(五十八)におけるロレンツは、さきの靴屋ハンス(五十一)や、レフラー(五十

六)と同じように、妻子とともに追放に処せられている。こうして、さきの問題に戻ることになろう。とりわけ家族ともども(単身者でも、ほとんどおなじことだが)こういった追放に処せられた者は、やがてすぐにも恩赦がくだり帰郷を許されるということがないとすれば、いつたいどのように以後の生活を築いていけばよかつたであろうか。既述の近親相姦事件の人妻ゲルトルート<sup>(19)</sup>ヘーリング(十九)のように富裕な——と思われる——、勢力ある一家ならばともかく、特別の事情がなければ、それは街道によつた乞食としての生活であつたであろう。ジャン・ピエール<sup>(20)</sup>ルゲは、都市の「公道は一般に貧困と結びついていた」と言つてゐるが、このことは、都市を繋ぐ街道にいつそうよくあてはまるであろう。ハンス・ザックスは人物六名の謝肉祭劇「五人の哀れな旅人たち」(一五三九)の中で、いすれも(惨めで疲れて貧しい)車力、行商人、乞食僧、騎士、ジブシーの旅人五人にその貧しさを競わせている<sup>(21)</sup>。ハンス、レフラー、ロレンツの夫婦は旅人の第六人目になつても全然おかしくはない。連れている子供はどうか。『放浪者の書』初版の扉絵には、遠くに見える都市の方角を指さすひとりの子供と、右足に偽りの義足をつけたその父、頭に荷物を載せた母親の姿を描いてゐる。<sup>(22)</sup>「子どもがいかにも同情をひくよう哀れな様子をしていると、特に施しが多い」<sup>(23)</sup>というわけだ。

六十二 街道、そして都市の郊外の他に、追放になつた物乞いの貧者が生きる場所は、なかんずく別の都市であつた。とくに、その、「都市の郊外」と並んで、浮浪者の「移動に対しきわめて重要な連結の役割を果たしていいた」といわれる、居酒屋、宿屋だ。「彼ら〔墮落学生たち〕はしばしば居酒屋に出入りし、両親の財を賭けてさいころ遊びに興じ、おのが書物を買入れしたりした。フランソア・ヴィイヨンはそうした仲間のうちでも最も大胆な方であつたらしい。」「人々は酔うために、また法令を犯しても夜分賭博をするために、またどんちゃん騒ぎをして陽気な酒の歌をうたうために、しばしば酒場に出入りをしたこともまんざら嘘ではなかつたらしい。瀆神者と酒場人とは同じ尺度で

警察からは狙われていた。酒場はまるで悪魔の巣窟で、そこではたくさんの貧乏な手合いがみんな裸にされたものである。」という居酒屋、酒場である。《慘めな貧乏人に憐れみをかけているうちは／神さまがうまく立ちゆくよう》に計つて「下さるからじや」（ハンス・ザックス）と、その主人が台詞をいう、宿屋であり、「郊外のいかがわしい連中や商売人、乞食、曲芸師、床屋の助手（湯屋の三助）の溜まり場」の飲食店である。ブラントが「男は酒をさがしては／料理屋、のみ屋をかけまわり *Durch alle schackelthäss er hofft*／ばくちをうつて口をすこし／あつちこつちで荒かせぎ」とうたつた料理屋、のみ屋であり、最後に、ドイツ語地域のみならずフランス、オランダ、イングランドにまで流布した『放浪者の書』の第二部に、いかさま賭博者について、「これらの連中は、「杖屋」という安宿をねぐらに *bei den wirthen, die zu dem stecken hießen* して、よく顔を出しが、宿食を亭主に払わず、出る時は、たいてい何かを盗んでいく」と食の手口を注釈したなかに書かれた安宿である。ハンス、レフラー、ロレンツの一家はそれぞれ、こうした、街路に軒を連ねる居酒屋、あるいは宿屋で、都市当局からの、恩赦による帰郷許可の報をまつっていた、あるいは——これが本当かもしれないが——みずから舞い戻る機会をうかがつていたのである。

六十三　こういつた居酒屋の一例が、くしくも、ゲンゲンバッハに関わる文書にも見いだされる。そしてその居酒屋には、傭兵というか、ランツクネヒトというか、兵隊——そのなかに、夫婦連れがいた——が出入りしていた。それが、夫が起こしその妻が帮助した、騒動 *Uffir und Lemmen* と、これに因る殺人 *totschlägen* の事件をめぐる、夫については一五四七年三月二十二日づけの犯罪調書（II 351-352）、妻については同年三月二十六日（II 352-353）の誓約証書だ。ハンス・フォン・パツサウは兵士 *Kriegermann* であった。過ぐる二月十五日、仲間の、ロレンツ・ストッパー＝フランツ・ライブルク、ハインリヒ・フォン・ブルと語らい、アルスバッハの居酒屋コッペル＝レンツで *in Cöppen Lentzen des wirthshaus* つけようとして *zu abenzieren* と押しかけた。（なお、ここに、文書に表記されてある通りに、

たとえば、ハンス＝フォン＝パツサウと書いたのは、パツサウのハンスというだけのことで「貴族」というわけではない。官僚主義はむしろこれらの罰当たりどもについてさかのぼって追跡調査をし、その故郷が最後の住所をはつきりさせ、住所姓名を記録しようとしているのだ。<sup>(2)</sup> 罪のないささいなことから、店にいたマルティン＝ライムボルトとその仲間らにたいし騒ぎを惹き起した。のみならず、それに伴つて一件の殺人、一件の殺害未遂が発生した。ハンスは、戦時慣習と法に背いて *widder alle Kriegsschmach und Rache* 無防備の人々に打ちかか *als uneheliche geschlagen* た。彼に「平和を命じようとしても効果がなかつた。」かえつて、ハンスはロレンツと一緒になつて、自分に「平和を命じた人びとに向かい」俺にここで平和を命じたところで無駄というものだ、俺たちはしたたかな兵士 *neidliche Kriegsdenk* だ、とうそぶいた。この騒ぎのなかで、丸腰で *Friedens wegen* その場にやつてきたアルスバッハのヴェッターリ＝エルクが命を落とした。その模様は、騒ぎの共犯者として *als mitschuldig und mittäler* のゆえに皇帝法にしたがつてのちに斬首されたロレンツが自供した。ヴェッターにとどめの一撃を与えたのは、他の誰でもないパツサウのハンスだ、と。この殺害事件に仰天してか、ハンスが仲間とともに居酒屋の戸口のところに殺到して逃げようとした。そこへオーフエンブルクのハンス＝ザイラーは騒ぎと喚声を聞きつけて騎乗で駆けつけ馬から降りたところを、長槍をたばさんだパツサウのハンスがさつとそれちがいざま突き刺そうとした。このとき神が、もう一人の、とくに目立つた存在ではなかつたアルのハインリヒ——彼はパツサウのハンスの前に立ちふさがつた——のはからいを通して、ザイラーを死から守つてくれた。

こうして、捕らえられたハンスは訊問をうけて、他のこともわかつた。〈ある部隊 *ein Zug* がキンツガータールを下つていたときのことだと思うが、彼は、胎内の子供が死ぬのに手を貸そうとした。〉まともな兵士 *gerichtlicher Kriegssmann* は農民から飲食をたかる *hierab zernen* とはしないはずなのだが、彼は、騒ぎをおこしやすい暴君気質の男、

非行癖のある性向の持ち主 *Tiranischen uffnischen Sinns und frevellichen gemüts* であったことが、多くの人びとの証言から判明した。最近起きた、アルスバッハにおける別の騒ぎも、彼と仲間のロレンツ・ストッペースとが惹き起こしたものであり、ハンスは一人ないし四人の農民を殺すという事態になりかねなかつたが、さいわいに神の「*加護が Gott der allmächtig gewidmet*」これら農民を救つてくれ、アルスバッハの住民がことなきをえるよう特別に守つてくれた。」の」とも、そうした証言によつて *wermog der kunkelhaft sei* わかつた。神の法にも皇帝法にも違背したパツサウのハンスにたいし、市参事会の決定は、こうであつた。彼は刑吏に引き渡され刑場において斬首に処されると。

**六十四** 妻の、ブレッテンのアグネスは、アルスバッハにおける騒ぎと殺害の事件において夫に率先して加担し *höchstes Rthet und Htet dazu gethan* だ。居酒屋の女中 *des wirts magl* は自分も騒ぎに巻き込まれぶたれた。それで窓から助けを呼ぼうとした。これがうまくいついたら、殺人事件は避けられたであろうが、アグネスは、なにを叫ぼうとするのだ、「おいぼれの売女め！」と神をいたく冒瀆する言葉を吐き、女中を窓から外に突き落としてしまつた。ブルのハインリヒにたいしては、ひとりないし四人の農民を殺したり突いたりできないなんて、それでも兵士か *wuss bis du stir ein kriegsmann* と悪態をついた。またアグネスはアルスバッハの住民にとつては騒ぎを惹き起こし易い気性の持ち主であり、夫のハンスや、仲間のロレンツと同様、暴君であり残忍な人物 *Tiranischen und mörderischen Wesens* であった。これらのことが、いろいろの証言からわかつた。本来ならば皇帝法によつて重い肉刑に処せられねばならないところ、彼女の熱心でへりくだつた請願によつて、また彼女が今後こころをいれかえ、キリスト教徒のおこないに背いたかつての生活から足を洗うことを期待して、参事会は、彼女を釈放し、市周域三マイルの外に終生退去するよう決定した。そのさい彼女は、くとくにアルスバッハの住民にたいして復讐はしないことを指を上に立てて誓つた。さらに、入牢中の経費、および居酒屋コツペン=レンツで要した費用、(不当な騒ぎと打擲の中で)傷を

負つたマルティン・ラームボルトの治療費を支払う義務を負つた。夫を刑死され追放の身となつた、このしたたかな女、アグネスはその後いかなる生き方をたどるのであろうか。幾度も夫を取り替え、「坊主が太鼓判をおしてくれて  
いる地獄堕ちもままよと渡世してきた女が、なにをいまさら天国行なんか考えますかつてんだ。」とうそぶく、グリ  
ンメルスハウゼンが一六七〇年の作品で描く女主人公負けの人生であろうか。ともかく、彼女は右に読むかぎりでは、特定の非行というよりはむしろ、その悪評、アルスバッハでは兵士の夫とともに嫌われ者であった、その日常の  
悪しき品行が罪に問われていた。

六十五 ところで、パツサウのハンス夫婦やその仲間が行きつけにしていた居酒屋のあつたアルスバッハ *Alsbach*  
の土地が、残念ながら確定できない。ゲンゲンバッハは市の周域に四つの村を都市裁判権のなかに取り込んでいたか  
ら、おそらくはそのある村のどこかの場所にあつたものと思われる。<sup>(四)</sup> したがつて、町のではなく、村の居酒屋である  
。こういつた場所にあつた居酒屋の働きに関してラートブルフはかつてこう述べたことがある。「なかでも、農民  
は、とりわけ農村の居酒屋の主人は、実際問題として、よきにつけてあしきにつけて、自分たちにとつてはきわめ  
て危険であつたはずのペテン師には、彼らに手を貸したり、泊めてやつたりあるいは匿つてやつたり、食料を補給し  
たり、盗品を故買したりして、つきあわざるをえなかつた。このようにして」——と、ラートブルフは続ける——  
「ペテン師言葉は、つぎのことをわれわれに示している。いかに、社会的な病原素というのが、放浪者の小社会から  
出て、ますますもつと大きな社会に、たしかに定住民によつて希薄化されたかたちではあるが、ひろまつていつた  
か、を」<sup>(五)</sup> 農村の居酒屋は放浪者と定住民とを結びつける働きをしていたのである。フランスについて、例え  
ば、都市への「流入人口の増加は都市の城外区（フォーブール）の形成とともに、乞食や浮浪者など大量の都市下層  
民の発生をもたらす結果になつた」といつた指摘がなされている<sup>(四)</sup>ことがここにも一部あてはまるかもしれない。なお、

右で、ペテン師仲間から定住民にもながれこんでいたといわれている「ペテン師言葉」の問題については、後にほかとの関連で述べたい。

六十六 「」で、関連して「」とをあげておきたい。一つは、居酒屋の有した広い働きである。ピエール＝シャンピオンに語らせよう。フランソア＝ヴィヨンの「当時人々は飲むためと同様に食うためにも酒場に行つていた」ということと、またあらゆる種類の取り引きのためにそゝへ行つていたということである。人々はそゝで係争」との和解をもした。人々はそこで貸貸借の手渡しやまた勘定もした。なおまた最後にそこで人々は場合に応じては書類の一つでも認める」とのやさるという、「酒場の聖職者」 *clercs de laverne* 、あの大法螺ふきの誰かとも会うこともできた。<sup>(四)</sup> これを要するに、居酒屋は情報の集積場であった。追放に処された男女、夫婦者がもし郷里に舞い戻る機会をうかがつていたならば、おそらく、こうした情報の溜まり場としての、居酒屋、宿屋においてであつたのではないだろうか。

もう一つは、パツサウのハンスが兵士といわれていたことである。彼は傭い兵、とくにランツクネヒトであつた<sup>(五)</sup>。あるいは、すでに元ランツクネヒトであつたかもしない。ランツクネヒトにはそれなりに、法（ランツクネヒト法は神の法）、裁判所があり、訴訟手続きが定められていたのであるが、ハンスは《戦時慣習》すなわち軍法に違反して横暴にふるまつた。こういった兵士、あるいは元兵士のふるまいについては、すでに「フランソア一世治下におけるパリ一市民の日記」の一五一一年一月の条にこう読まれる。「パリ及ヒモー Meaux (= パリ東北の町) ノ周辺ニテ、浮浪の悪漢ドモ *Mauvais garçons adventuriers* ガ出没シ、多クノ悪事ヲ働イタ。彼ラハ、ピカルディー地方ニオケル王ノタメノ戰 la guerre pour le roy au pays de Picardie カラ帰来シタ連中ダッタ。」さらにまた「兵士と乞食とは、ペテン師発生の温床であつた。」「ならず者、すなわち、ありとあらゆる非行を職業として営ん

だ紛うかたもないペテン師は、主として浮浪者から募つてこられた。そして浮浪者は浮浪者でほとんどは乞食から、そして解雇されて乞食となつた元兵士からなつていていた。こうした乞食、それに元兵士にたいして司直はどうであつたか。一五七一年にある説教師はこう嘆いていた。「帝国、ラント、都市の最高権力者たちは、もうてんで力を失つている。諸侯から人民、上から下にいたるまで墮落してしまつてゐる。それだからつきつきと発せられる訓令、罰令といえども、乞食、浮浪者、放浪者、徘徊兵士 *gärtende Knechte*、ジブシ、ありとあらゆる種類と名前の、犯罪をものともしないごろつき、盜人、略奪者、殺し屋にはてんて効き目はない。いつもいつも曰にしていとおりだ。」  
 一五五九年の書簡でハンス・ザックスも悲嘆の声をあげる。「國から、略奪、殺し、労苦を一掃してくれるドイツ人へラクレスを神がここに遣わしてくれたらなあ。略奪者や殺し屋から、もうなんびといえども安全ではないからだ。」ヨハネス・ヤンセンの古典的著作には、兵士くずれの悪漢、乞食、浮浪者に由来する、すでに三十年戦争以前に生じていたドイツ各地の災禍について数々の証言が集められている。一四九四年のフランス軍のイタリア進攻以来まさしく戦争が世の習いとなつていった時代にこそふさわしい事象ではあつた。バーダーが、とかく一般にはグリンメルスハウゼンの作品の生きしい叙述に基づいて思い浮かべられてきた三十年戦争時代について、この時代の犯罪といえども「ほんとうに途方のないものというわけではなかつた」と指摘した。<sup>(註)</sup> 彼はその理由については述べていないが、すでに一世紀以上にもおよぶ——高低の波はあれども——慢性的戦争状態と、その随伴現象とが先行していたということが、ひとつには考えられてよいであろう。

六十七 一六一八年五月十二日の証書(一三二-三)は、偽誓事件に關わる。ウアフェーデの誓言を破つた場合には肉刑に処せられるのは、諸文書に繰り返し述べられてゐるとおりである。実際は——このことはすでに触れた(四十八、四十九)——必ずしも理論通りにはいかなかつた。それが本事件からもよくわかる。メルゲンタールのトーマス

ロートは一年前何らかの容疑で捕らえられ復讐断念を誓つたうえで釈放され終生ゲンゲンバッハを離れねばならなかつた。しかし、ほどなく教区に姿を現わし、のみならず、市民と公然会話を交わし、また市内をおおっぴらに徘徊し、これがゆえに偽誓を犯したかどでふたたび捕らえられた。こうして復讐放棄誓約の違反について定めるカロリナ第一〇八条にしたがつて偽誓者として右手切断の刑に処せられるはずのところ、彼が市内に入ったのは幾人かの市民が彼を不法にも呼び寄せたせいであつたこと、彼が高齢であること、が考慮に入れられて、刑が軽減された。彼は家族を連れずにただひとり、刑吏によつて都市の外にふたたび突き出されることになつた。そこでトーマは、シュヴァルツヴァルトを越えて立ち退くこと、終生都市域に *in dieser Reinir 戻らない*こと、最後に、捕らえられたことにたいしてだれにも復讐しないこと、また他の者によつても復讐させないことを誓つた。これに背くと、過去の偽誓とあわせ二重のウアフェーデ誓約違反者 *ein gedoppelten meyneydigen unpleudbrechen*として、恩赦なく厳罰に処せられるとなつた。このように、いつたん偽誓が明らかになつても事件の状況によつては直ちに肉刑が待ち受けるのでもなかつた。しかし、これが度重なるときは当然刑事は避けられない。肉刑が現実に科せられるのはどの程度の頻度で偽誓があつたときなのかは、参事会の裁量によつていたであらう。なお、この証書の末尾には次のように記された。(13) 『彼「トーマ」に債務を負つてゐる人ひと、彼が、けりをつける」と *sich mit den, wo ihm schuldig, zu vergleichen*ができるように「彼には」、教区の外で、三日間「の猶予」があたえられる。』この種の文言は、他の文書には見いだされない。通常では簡潔に、当田日の出とともにに出立すべし、とあるのみ。(ただし、八日以内に退去すべしといふ、横領事件の文書(五十八)を参照されたい。)所払いになる者の、それまで続いてきた財産関係をめぐる問題はどのように処理されるのであらうかといふ、少なからず重要な問題は、右のような文言によつてささやかではあるが、一つの示唆がえられよう。一五〇年以上も昔の一四六三年一月三日、パリ高等法院がフランソア・ヴィヨンに十年間のパ

リ市域追放を宣告したい、この「疲れきつた詩人はこの期に及んでも、別れの挨拶と旅の費用を工面のためと称して三日間の猶予を願い、許された」という。

(中)

六十八 一六一八年八月六日の文書は放火事件について述べる(一 92)。ゲンゲンバッハのヤーコブ＝ニースラウラーは、ホルツアースバッハの森が小屋もろとも焼けた件について放火犯の容疑 *als röhl der brenner sei* を濃厚にこらめた。それは彼が過去一年のあいだ、あいついでさまざまな場所やいろいろなときを選んで、いつか火災が起きて森の小屋が焼け落ちるだろうと大勢の人のまえで予告し、人びとを脅かしていたからであつた。これが噂になつて広がつたのである、参事会は捨ておけず、カロリナにしたがつて《わたしを拘引し》真実を調べ *der Wahrheit zu ermitteln* 権限があると考えた。しかるに勾留後、《その調査によつて *durch selbstiges erauen*》は、上述のように彼が火災を予告し脅かしていたこと *Verleumdung* 以外のこととは、明らかにならなかつた。それで、容疑は残したままヤーコブは釈放されることになつた。そのさいに、彼は、今後はゲンゲンバッハの教区の外に出す妻子のもとにつねに留まる」と、またほかの人々から暇乞いするように日々暮らす *... mit meiner möglichen Urlaub zu verhüten* を誓つた。それは、彼が眞実放火犯であることが、のちに判明したときに司直がすぐ彼にたいしてそれ相応の刑罰を科す」とができるよう用意を整えておくためであつた。彼はまた、八名の保証人、それに都市の二名の使者番 *buden wotten* ——彼らが職務によつてヤーコブを自宅から拘引したのである——の臨席のもとにこう誓つた。こうした、自分自身のおかした脅迫行為によつて *aus meiner eignen bedrängt* 入牢をみずからに招いたのであるから、捕らえられたことについて司直にたいしてのみならず、司直に助力の約束をした人びとにも永久に復讐することなく、自分自身が原因で生じたこととしてわが身に *an mir selbst* 引き受け、耐えようと思う、と。証書のこら辺りの言い回しは、被疑者を拘引はしたもののが罪の決定ができなかつた参事会の、いかにも役人らしい自己弁護の響きをもつて書き表わ

されている。

## 近世刑事史断章

六十九 最後に、司直にたいする忠誠違反の事件を記すのは、一五四九年九月二十三日 (II 354-55) の証書で、ここで復讐放棄を誓つているのは、ミヒヤエル・キステンマッハ - *Kistennacher* (箱造り職人-) である。オーバードルフにあるミヒヤエルの自宅からカネが盗まれた。彼はこのことを一人のゲンゲンバッハ市長に告げ、カネを取り戻すのに助力をしてくれるよううつたえた。市長たちはできるかぎりのことはすると言つて彼を慰め、盗人がカネを返してくれたらよいがなとも言つた。ところがミヒヤエルは盗まれたカネを彼らから取り戻そう *um ihnen das gestohlen gelb wieder haben wollen* として彼らを怒鳴したのである。その顛末はこうである。ミヒヤエルは彼らに向かい、お前らを出征させる *reisig machen* を輔い、あたし神をいたく冒瀆するような言葉で *mit grosser Gotteslästerung* 」うも言つた。俺の市民権なんぞくれて *sein burckrecht geben* やつて、そのかわりにロートヴェルシュの法によつてお前らを召喚しよう *mit Rhotweilischen Rechten firmieren* と叫えはできないことはないんだぞ、と。こうおどして市長たちに、思い上がりや反抗は、職人たる彼が一市民として義務づけられていた宣誓に違反するとともに、市民の一一致和合よりはむしろ騒擾 *mehr aufnor dan bürgerliche einigkeit* を醸し出すものであつた。ミヒヤエルであれ誰であれ市民はシュルトハイス、市長、市参事会に服するべきであり、彼ら当局の命令や禁令を守るべき」とを神かけて誓約している。にもかかわらずミヒヤエルのゆすりがましい言辞は《そのような彼の「市民としての」名譽と誓約とを忘却した》ふるまいであつた。これが、彼の逮捕を導いた。こうした非行はカロリナにしたがつて厳格に *strencklich* に処断され肉刑に処されねばならないところであつた。しかるに参事会は、彼の友好的でへりくだつた請願にかんがみて *angesehen sein fründlich demetig* して恩赦を施した。その結果、彼は復讐断念の誓いをたてる」と、やれど、参事会の承諾

なくしてはゲンゲンバッハの教区を離れたり、財産を教区の外に持ち出してもならない、と命じられた。そのとき参事会はこうも付け加えた。ミヒヤエルが被害のあった窃盗の事件について裁判を起こす *den Stab gehandelt* つもりなら、参事会としてはそれについては助力は惜しまない、と。

七十 ところで、右の文書に述べられていた《*Rheinweilischen Recht*》とはなんであるうか。そのまえに、*Rheinweilerisch*つまり *mühelsch*についてである。これは、ペテン師言葉で、〈乞食〉を意味する〈ミル〉と、〈不可解な言葉〉を意味する〈mühelsch〉とがむすびついた中世高地ドイツ語 *mühelsch, mühelsch* に遡る言葉であり、本文書では形容詞形で用いられているが、名詞形もある。名詞形 *Rheinweilsch* とは、ルートリーシュニット・ヴィーガントによれば<sup>(14)</sup>、十四世紀以降の社会的周縁集団——「住所不定者」と「職業的」いかさま師——の言語形態である。乞食、ペテン師、盜人、旅芸人、道化師、鋳掛け屋・鍛研ぎ師といった渡り職人、行商人、解雇された傭兵、浮浪人、放浪人が用いた言葉であつた。これら多様な人びとは共通して浮浪の状態にあり、街道や宿屋でしおつちゅう出あつて情報や経験を交換しつつ横断的に繋がつていた、というのである。プラントはうたう（乞食坊主のこと）。「乞食仲間にや隠語 *mühelsch* があつて／結構気楽に食べてゆく。彼らの言葉はしたがつて共通語として「識別の目印」、「グループの目印」<sup>(15)</sup>の役割を果たしていた。」こうして彼らたちの特殊な言葉、「社会集団語 *Soziolekt*」が形成される。もちろん社会集団語はなにも、彼ら社会的周縁集団にだけ固有のものではなく、聖職者や医者、商人などにも知られていた。彼ら周縁集団にとって特有なのはその社会集団語が「隠語」であったことにある。<sup>(16)</sup>これが *Rheinweilsch* であり、「局外に立つ者には不可解な、犯罪者浮浪者乞食の言葉」、「ペテノ語 *Tränsprache*」（マルティン・ルター）であった。

隠語は、本来的には、乞食の言葉、そしてペテン師言葉であり、口頭言葉であった。隠語とはペテン師の古い方言が中世の最終期に完全な発展をみせたもの、と述べたのはグスタフ・フライタークであった。形容詞形の *mühelsch*

の意味は「ペテン師言葉の *gaunersprachlich*」、「理解できない *unverständlich* (言葉の)」となる。ボアズボームは、その主要な源泉が農村の過剩人口の下にあつた若者にあり、もろに農村経済のあぶれ者があつた匪賊 *Bandits* や、「都市的ないし浮浪的要素の犯罪的地下社会」とを区別するなかで、後者の特殊な言葉、隠語に関して、こう述べた。「フランスやスペインの地下社会の隠語にはジープシーから由来するものがすく多く、また、ドイツ語にはいつそう多くの言葉がユダヤ人から流れ込んでいた。」これに反し匪賊(義賊)——犯罪者ではなく、「農民の抗議と叛乱の特殊なタイプ」——は農民の方言の変形語を話した。ルターは、プロテスタント教會の院長マティアス・ヒュットリンが編纂者といわれ南ドイツで版を重ねていた『放浪者の書』(一五〇九もしくは一五一〇年初刊)<sup>(15)</sup>に独自の序文を書いてヴァイツテンベルクにおいてこの書を新たに刊行させた(一五二八)が、その序文の中で、『隠語 *rottweisse Sprache* はユダヤ人からきた。』と述べていた。<sup>(16)</sup>

七十— ともあれ、こうした、社会集団語としての隠語の観念、とともに、これを話す、都市的犯罪的社会集団そのものの観念がゲンゲンバッハ市の司直の通念の中にもあつたことを、右の一五四九年の証書は示している。では、もともどり、問題の『ロートヴェルシュの法』とはなんであつたのか。文字通りには『隠語社会集団の法』というふうになろう。『*ein neue rottweisse Sprache*』(一五七五)とか『*ein rottweisse Kunst und Grammatik*』(一五七八)また『*der Rottweisch Diction*』(一五一一)とかいつた言葉は見いだされる<sup>(17)</sup>が、本証書の『*Rottweisschen Rechten*』といつた用法がほかの例にもあるのかはわからない。ただ、本証書では、それが『*burrkreisch*』と実際的に使われており、このことからすると、すくなくとも大まかには、ゲンゲンバッハ市の法、都市固有の法、とは違つた法、言い換えれば、異郷の法、外来の法の意味が込められているものと見当はつく。が、正確なところは不明である。シユミット・ヴィーガントによれば、隠語 *Rottweisch* は犯罪——とくに、集合現象としての——の用語として、法律用語にたいして

は、その反対語、もしくは対照語ともなる働きを持つていた。隠語がこうした機能をうけとるのは、もちろんその担い手たちからきていたが、それとともに、とくに、徒党（例えば盜賊団）、ペテン師集団の組織化や、また鎮圧の体制である牢獄や警察からくる作用、によつていた。ヨハンスマイアーハーは、放浪者は「隠語を使い……街道や郊外から徐々に、秩序ある世界の公の読み方を変えてゆく。」と述べている。（註）（ヨハニスマイアーハーは、放浪者は「隠語を使つたミヒヤエルは、それによつて、あたかも自分がゲンゲンバッハに巢くうなんらかの隠語社会集団——なかんずく「犯罪的地下社会」——に所属していること、を、脅しのいわば手管のひとつとして匂わせようとしたものとみられる。カネが自宅から盗まれたというのは彼のウソかもしれない、市長をペテンにかけようとしたのかもしれない。千葉治男は、盜賊団から偽乞食団にいたるまで隠語の社会集団は「協同体的機能をもつ反面、一定の專制的な指揮命令系統をもつて内部を統制」した一例を、十五世紀パリの偽乞食団で示した。（註）ミヒヤエルの事件に関してはいさざか及び腰のきらいがなくもないゲンゲンバッハ都市当局がミヒヤエルを常套手段の追放に処しなかつたのは、彼も都市内外部とこういつた連繫下にあって、したがつてそこからくる都市司直にたいする攻撃を恐れたからなのであろうか。

## 注

- (98) 志垣嘉夫編前掲書〔前注11〕二二〇頁。
- (99) 詳しくは、シルレル（渡辺格司訳）『三十年戦争 第一部』（一九八八・岩波文庫）一七八頁以下、二三二頁以下、チャールズ・ブリツツァー（井上幸治監修）『ライフ人間世界史九 王政の時代』（一九七〇）三十一頁以下。
- (100) ブレティヒヤ前掲書〔前注50〕一四〇—四一頁、一五四頁。また成瀬駒男『ルネサンスの謝肉祭』（一九九一・小沢書

- 店) 1111頁以下、山内進『掠奪の法観念史』(一九九三・東大出版会) 11頁以下参照。なお、カロの絵は世界版画パリ国立図書館版。(カロ・シマニエリストの時代) 一九七八・筑摩書房、また、一部分、ブリツツァー前掲書【前注9】四十三頁以下に参りしむがである他、右ハレナヒヤ一四〇頁以下、やむに右の成瀬著にも掲げられている。
- (9) ハレナヒヤ前掲書【前注5】 一五九頁以下。
- (10) M. Miller / G. Taddey [Fn. 29] 220. シルベル(渡辺格司訳)『三十年戦争 第11編』(一九八八・岩波文庫) 110頁以下。
- (11) H. Groteskend, Taschenbuch der Zeitrechnung des deutschen Mittelalters und der Neuzeit, 2. Aufl., Hannover 1982 246頁。
- (12) ハラハ・ハーネ(川北稔・森本真実訳)「十八世紀ヨーロッパ監獄事情」(一九九四・岩波文庫) 九十頁。
- (13) ハローリスワフニゲルメク(早坂真里訳)「憐れみと縊り首 ヨーロッパ史のなかの貧民」(一九九三・平凡社) 一七四、一六一、一六四頁。全体的に、福井憲彦『鏡としての歴史』(一九九〇・日本エディタースタブル出版部) 109頁以下。
- (14) G. Pfeiffer (Hg.), Nürnberg-Geschichte einer europäischen Stadt, 1982, 199 (R. Endres). なお、中村賢一郎『宗教改革と国家』(一九七六・ベルヴァー書房) 一十六頁以下。
- (15) 千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の歴史的分析』(一九七五・お茶の水書房) 111頁。
- (16) 田中峰雄「中世都市の貧民觀」中村賢一郎編『前近代における都市と社会層』(一九八〇・京都大学人文科学研究所) 三十五頁。
- (17) ラコハニヘゴビ・ナタリー・ニ・チーウィス「貧民救済、ユマニズム、異端」同(成瀬駿男ほか訳)『懲者の王国異端の都市』(一九八七・平凡社) 四十六頁以下の生彩を放つた叙述を参照。
- (18) 河原温「中世末期における貧困と都市の社会政策——イーブル改革を中心として——」『歴史学研究』五八七(一九八八) 三十六頁以下、田中峰雄論文【前注15】三十六頁以下。

- (III) ゲレメク前掲書〔前注15〕 110頁。
- (II) ハイナー・ベーンケ／ロルフ・ヨハンスマイアーブ（永野藤夫訳）『放浪者の書』（一九八九・平凡社）101頁、イルジーグラーほか前掲書〔前注33〕六十八頁（注19）。
- (I) ゲレメク前掲書〔前注15〕101頁、110頁。
- (II) S・クウイーン（高橋梵仙訳）『西洋社會主義史』（一九七〇・ミネルヴァ書房）1111頁以下参照。
- (II) 田中峰雄論文〔前注15〕十頁。
- (II) Rusche / Kirchheimer [Fn. 7] 34 (Ann. 54).
- (II) 小山路男「西洋社會事業史論」（一九七八・光生館）116頁。
- (II) クスター・ショルツ（小倉欣一訳）「中世下層民研究の諸問題」「史學雜誌」七十八の十一（一九六九）四十六頁。後世一六五九年司教都市アミアン教貧局は同じような決定を下した。千葉治男「フランス「近世」都市研究の問題性」『西洋史研究』新輯第一号（一九七二）111頁。
- (IIa) ラ・フォンテーム（今野一雄訳）『対話』下（一九九四・岩波文庫）180頁。
- (II) Rusche / Kirchheimer [Fn. 7] 16-7, vgl. K. Beyerle [Fn. 37] 15 (Taschenrichter).
- (II) ジャン・ルートル（井上泰男訳）『中世の想』（一九九一・白水社）185頁。
- (II) 「ベンス・ザックス諭肉祭禦全集」（譚代幸）・田中道夫訳（一九九四・高科書店）146頁以下。
- (II) Th. Hampe, Die fahrenden Leute in der deutschen Vergangenheit, Leipzig 1902, 68. ベーハケほか前掲書〔前注12〕七十頁。
- (II) ベーハケほか前掲書〔前注12〕六十一頁。
- (II) 佐藤清隆「エリザベス朝・初期スチュアート朝イングランドの浮浪者」『歴史学研究』四六九号（一九七九）五十頁左段。

- (25) ピュール・シャンピオン（佐藤輝夫訳）『フランソア・ヴィヨン 生涯とその時代』上（一九七〇・筑摩書房）一一七、一三一頁。
- (26) ベーンケほか前掲書〔前注12〕四十六頁。
- (27) ベーンケほか前掲書〔前注12〕六十三頁。
- (28) ベーンケほか前掲書〔前注12〕一四二一四四頁。
- (29) グリンメルスハウゼン「放浪の女べてん師クラーシュ」中田美喜訳（一九六七・現代思潮社）十頁。
- (29a) ゲンゲンバッハが、典型的な市民都市であったオーフェンブルクは比べて、農民的もしくは農村的性格の強い都市であつた」といふ点、Andreas [Fn. 29] 299 (Ann. 2) 参照。
- (30) G. Radbruch / H. Gwinner [Fn. 12] 99-100.
- (31) 井上泰男「都市の語る世界の歴史」（一九七八・そしょ社）一九三頁。
- (32) ハヤハシオノ前掲書〔前注24〕一一九頁。
- (33) 傭兵、もしくはハンツクネヒュの出身は一つの問題となるのだが、中村賢一郎「傭兵隊長ヴァレンシヤタインと國家権力」「傭兵制度の歴史的研究」（一九五五・比較書房）一一七頁は、三十年戦争時の傭兵の出自について「大部分を占めたのは、既に Ländschaft の主要供給源であつた農民であつた」とされる。これにたいし、フック前掲書〔前注25〕二〇四頁は「やとい兵の生活態度のすべてには、よりまでも都市的な特徴」があつたとして、いわゆる「傭兵制度を補充したものは、その当時「ルネサンス期」でも、後世でも、第一に、都市生活者、あらゆる種類の手工業職人、小役人、ルノベ化した書生、一體どもども藍級を失つた都市住民であつた」とする点、近著 R. Baumann, Ländschaftliche Geschichte und Kultur vom späten Mittelalter bis zum Dreißigjährigen Krieg, München 1994, 63 もほぼ同様の見方を述べてゐる。
- (34) R. Baumann [Fn. 133] 103 ff. ハヤヒヤ前掲書〔前注26〕四十一頁以下。

(23) 『櫻痴』 夫婦作集 大』 (一九七七・筑摩書房) 110頁。お父さん八七歳の終業。

(24) Ave=Lallentant, Friedrich Christian Benedikt, Das deutsche Graumertum in seiner sozialpolitischen, literarischen u. linguistischen Ausbildung zu seinem heutigen Bestande. Neu herausgegeben v. Max Bauer, 1. Teil, München und Berlin 1914, 667.

(25) J. Janssen, Geschichte des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters, Bd. 8 : Kulturzustände des deutschen Volkes seit dem Ausgang des Mittelalters bis zum Beginn des Dreißigjährigen Krieges, 4. Buch, Freiburg i. B. 1903, 367-377.

(26) Vgl. K. Bader [Fn. 21] 200 (wirklich exorbitant).

(27) 『ハニヤニヤ・カヨウ』 II. Knapp [Fn. 40] 85 (Fn. 7).

(28) ハニヤニヤ・カヨウ (鈴木利章・尾崎繁次訳) 『中古の裏社会』 (一九九二)・人文書院) 118頁。

(29) R. Schmidt-Wiegand, Rotweisch, in : HRG Lief. 29, 1988, 1178.

(30) ハニヤニヤ・カヨウ [前注28] 一九七五。

(31) F. Graus [Fn. 10] 427 (Ann. 189).

(32) Ridbruch / Gwinner [Fn. 12] 98. 越過の恩情ハハトシテ [前注28] 一因田眞以子上場せぬれトセ。

(33) G. Freytag, Bilder aus der deutschen Vergangenheit, II. Bd., I. Abt., 1888, 465.

(34) ハニヤニヤ・カヨウ (鈴木・尾崎訳) 『中古の裏社会』 (一九九二)・人文書院) 117頁。お父さん八七歳の終業 [前注28]

(35) P. Assion : Hütlin, Matthias, in : Die deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon, 4, 1983, 332 ff.

(36) Von der falschen Better bubeley, mit einer Vorrede Martini Luther, in : D. Martin Luthers Werke, Kritische Gesamtausgabe, 26, Weimar 1909, 638, 14.

(12) W. Mitzka (Hg.), Trübners Deutsches Wörterbuch, Bd. 5, Berlin 1954, 454 f.

(13) ペーネケほか前掲書〔前注12〕五十五頁。

(13a) 千葉前掲論文「ヨーロッパ近世の貧民」〔前注1〕二二五頁。

## 五 裁判手続き

七十二 裁判手続きについて、近世刑事史をあつかう本稿にとつてもひとも関心の的なのは、学識刑事手続き法の根幹をなしていた、徵表と有罪との峻別、拷問に先立つ確たる徵表の存在<sup>(13)</sup>が、ゲンゲンバッハの、いざれもカロリナに言及していた、上掲二十五点の文書にどのような表現をもつて述べられていたのか、である。残念ながら——裁判手続き一般についてと同様に——それは、にくわざかしか見いだされない。既述の、一六〇一年一月二十三日づけの、ウルリヒ＝アルムプロスターによる窃盜事件を記す文書（五十三）がそれについて述べるほんどう唯一のものである。彼ウルリヒは、自分の洗礼名をわざわざ偽つたため〔一月十七日におこなつた〕ほかにもいろいろ犯した盜みについて強度の推定、疑い、かつ、紛れも無い徵表 *starken Vermutungen, anzuhörens und unzweifelicher Indizien* があり「まずは、苦痛を加えずに」穏やかに *glücklich* 訊問を加えられた。これにたいし、ウルリヒは弁明をおこない、自分には悪い噂はない」と称して、いつ釈放してくれるのか、盜みの罪で自分の名が挙がるいわれなんかはない、と陳述した。しかし、用意周到な皇帝の刑事裁判令は明らかにつめのいとを当然に予定している。ウルリヒの「しかし、そのような、かつ、ほかのいろいろな、先行する *mehrgeründeten* 推定、および指標の点で頗る著しい嫌疑をもつてい

る者にたいしては、いかなる弁明によつても手続きがぐずぐずと引き延ばされではならぬ。mit keiner Enthaltung zu verzichten seyeと。それゆえに》——と、文書は続ける——《名譽ある参事会は、その扱う職権に基づいて、このウルリヒにたいしてさらに *ferner* 穏やかに、また苦痛を加えて *peinlich* 訊問をおこなつた。》これによつてウルリヒは彼が今まで否定していたさまざまの事件を *über vielfältig verhängen* 自供した。しかも《拷問を伴わず *seidlich* に》自供した。つまり拷問を恐れて、あるいは拷問後、任意に自白したというのであろう。とにかく、拷問はあらかじめ存する徵表に基づいてのみ可能、との、カロリナに添つた手続き原則がここに実地の裁判の場において表明されている。

この事件では、非行の徵表は、ウルリヒが洗礼名をさまざまに変えることで当局を混乱させ犯行を隠蔽せんとしたことにあつた。ただ、これが、カロリナの執拗に要求する【確たる *redlich*】徵表にあたるかいなかは、別問題である。「ホーフマン家の女性対オッフェンブルクの市長および参事会」の魔女事件（一六〇八年）で、帝室裁判所は被告側の請願に動かされて、参事会に訓令を発し、この中でこう述べた。「十分容疑もなしに人を拷問台に張り付け、そのあとで強奪した陳述でようやく告発を正当づけるようなことをしてはならぬ」と。参事会はカロリナの徵表規定を自分勝手に解釈してしまつてはいたのである。したがい、これもカロリナによつてうるさく求められている、法学識者への鑑定依頼の生じるやえんも、こうした状況によつてはいる。例えば、帝室裁判所の裁判長ズルツ伯は述べた。フェールと「う名の「その女性は法律に造詣の深い人びとの意見に従つて処置されねばならない。」

七十三 右のウルリヒの事件に関連し、二点、注目しておくならば、一つは、右のような訊問の過程で、参事会によつて《調査》——これについては、本節後述で若干詳しく述べるであろう——が実施されることがあつた。一九九年六月二十一日づけ文書、クニグンダリュツクラーの魔女事件（四十七）の審理に、これがあらわれている。

「わたし「クニグンダ」が、ほかの、拘引をうけた女たちと一緒にになつて数々の魔女行為mit und mancherley Häxereyを當んだことが、十分な、かつ確たる調査 *genaue und genüsse Erkundigung* によつて明らかになつた。このことから、名譽ある参事会は、わたしにたいし拷問をもつて苦痛を加えて訊問し、わたしを容赦せず糾明しうるだけの、正当な権能を有する *befugt* にいたつた。」こうした《調査》によつて、かの魔女事件はたんなる《噂 *Gernot geschweigt*》の域を出て（後には眞実とわ *es dem auch Wahrheit* なつた。）調査は、クニグンダが容疑をこうむつたある一件の魔女行為を明らかにすることはさりながら、少なからず、余罪の魔女事件を探査するためでもあつたことは、右の引用文における《数々の魔女行為》の言い回しによく示されている。ここでは調査はすぐ推測されことだが、（ほかの、拘引をうけた女たち）にたいする訊問が主であつたであろう。それ以外に、どのような調査が——たとえば、噂の現地に赴き証言を聴取するとか、ほかの土地の官憲に照会をおこなうとかといつた——実施されたのかは、わからない。

七十四 もう一つは、右のウルリヒの事件では（そして、直前であげたクニグンダの事件でも）、審理は終始職権によつていたのにたいし、一六〇四年三月九日づけ証書の、寡婦ウルスラ・マイヤーの事件（四十六）では、告訴手続きで始まつた魔女事件の裁判は途中で糺問手続きにきり替わつた。このように、中途で裁判手続きの形態が変わる例は二十五例中この文書に知られるのみで、その意味では特別の事例なのかもしない。しかし他方では、實際は少なからず起こりえたことのようにも思われる。ともあれ、近世刑事史における告訴手続きと、糺問手続きとの関係を考えるうえでこの一事例は注目に値する。そこで以下ではいさか詳しく述べていきたい。ところで、事件とその裁判とは、以下のようであつた。

ウルスラは、一六〇三年八月十一日、彼女の二人の兄弟シュテファン・フーバー、ヤーコブ・フーバーを後見人にたてて、彼女の隣人ヤーコブ・メスナーにたいする、つぎのような告訴を、ゲンゲンバッハ市の古参事会十二人衆にvor

論 den Herren zuerfaren des alten Raths zur Gründung すなわち都市裁判所に起つた。ヤーコブ・メスナーとその家族とは、ウルスラが魔術を用いて durch Zauberei 市民たちからミルクを掠めとつた、と称して彼女にたいし言いがかりをつけ、彼女は隠れも無い魔女 öffentliche Hexin である、と悪評を撒き散らし diffamirt 淫辱、名譽毀損の罪を犯したと。それにたいしヤーコブは、そんな訴えはすでに過去に裁判所で解決済みだと称して告訴に応える必要はないと表明した。逆に彼は、一週間後八月十八日になつて、市参事会十二人衆の裁判所に、先年一六〇二年、聖バルトロメー

ウスの日に先立つ水曜日「八月十八日」に魔術の方法で Zaubersticker nannte 彼の家屋敷、土地に、身の毛のよだつ恐ろしい天候を惹起させ、あらゆるもの破壊し、下のものを上へとひっくりかえしてしまつたと、ウルスラを訴え出て、このことを二、三について mit mehrm. 明らかにした。この告訴を受けてたつた彼女はヤーコブの主張を否認しこう争つた。ヤーコブは自己の主張を立証していない、わたしの足跡を alzu mein Hass auf jenem すら発見していない、したがつて無実である、裁判所はヤーコブが告訴を撤回するよう判決を下すべきである、と。

ついで裁判は口頭の証明手続きに *nur lebendige Kinderschaffung* 移つた。ウルスラは自己の無罪の弁論を立証するため二、三について eins mehrm. 陳述をおこなつた。しかし、この陳述たるや、およそ現今にいう証明手続きといえるものでなかつたし、さらにそのコトバ使い、調子はとても女性とも思えぬほど、生易しいものではなかつた。彼女はこう述べた。かの恐ろしい天候で倒れたクルミの木がヤーコブの悪だれどもを死なせなかつたのは残念なことだった、ヤーコブの家には信仰深い人間 ein staud mensch はだれ一人していない、自分のところからパン塊やチーズ、ミルクが奪われたが、わたしは、奪つた者らの一段うえをいつてやつたから、もう彼らはそんなことはしないであろう、神はわたしのやつたことを許してくれるだろう、と。これにたいし、ヤーコブも、負けてはいなかつた。悪天候は彼のところにのみ害を与え隣人たちのだれにも被害はなかつた——つまり、ウルスラは彼のところだけをねらつ

た——」と立証するとともに、裁判所に在席した全会衆を前にして自己の主張の正当なることを、反讐した。『いやカネや財産なんかは問題ではなく、生命身体が賭けられている。わたし「ウルスラ」が魔女として焼かれるか、さもなくば彼[ヤーコブ]』メスナーが吊るし首になるかのどちらかだ。』そして言つた。メスナーは十六年間もウルスラを『不実な隣人 *untreue Nachbarin*』として追い続けてきた。この、いとも烈しい、原告被告双方からの告訴合戦の背景には、いかなる事情からか、両家の間の永い時代にわたつてゐる軋轢、抗争が潜んでいたようだ。

ヤーコブに『それゆえ、敗けたくない。事件を裁判官にお預けする。』と語われても十二人衆、すなわち裁判所としてはこの告訴合戦には『なすすべがなかつた *weniger mit thuen kundend*』。そこで方針を切り替え参事会の職権をもつて *oberkästlichen Anklagesachen* 』)にあたらせる』ことを決めた。したがい、事件と、その当事者とは公開の法廷からいつたん——しかし、結果的に、一度と現われなかつたが——姿を消す。まず参事会は、ウルスラの身柄を拘束し *simplischen Griffen* た。のあと、穏和にあれ苦痛を加え、あれ訊問をおこない、彼女のおこなつた立証について真実を問い合わせる *solche Beweisungen ghetlich und primitiv examinieren* 手続きに入つた。しかるにウルスラはこれにも『自白をなそうとはせぬ』苛酷な拷問 *die schwere Tortur* にも耐え抜いたのである。しかし彼女の容疑は晴れなかつた。ヤーコブの弁論から明らかとなつた、彼女にたいする一般的な疑惑と噂は *verböd des gemeinen Verlachts und geschmuges* 依然存在する、と当局はみた。そこで、十二人衆と市参事会とは、本来なら *vom rechtswege* 彼女は永牢に *in unger gefangen hinstet* 値するとの判断した。おそらくは、この牢獄刑 *Turmhaft* に在るあいだにウルスラが自供するであろうと思つたのである。だが、当局は、彼女が高齢で收牢に耐えうるだけの体力がないだろうと考えた。彼女は彼女で、助力もありえない」とから牢中で生涯を閉じるをえないと思つていたところ、子供たちからのとりなしの見込みがもてた。これらの結果として、裁判所と参事会はつきの条件——これに違反するときは、峻烈な肉刑がまつ

*heit habe vor keibshauj*——で彼女を釈放し、事件に決着をもたらした。彼女は、参事会員や市民に、またヤーコブとその妻、子供に復讐をしない、彼女の兄弟、子供らにも復讐はおこなわせないことを誓約し、終生自宅に留まり家外出に出ざること、である。自家謹慎に処せば〔新たに再びわたし「ウルスラ」を捕らえて、皇帝法と用意周到なる刑事裁判令とが彼ら〔参事会〕に認めているものをわたしに執行する〕こともない、と参事会は書く。いささか事なかり主義の態度ではあった。ある意味で、釈放後所払いにするという既述の、数多くみられた決定も、争いが再燃して参事会がまたも乗り出さなくてはならぬようなことの起らぬいための、参事会の仕事量が増えぬための、便法の意味が一つにはあつた。

七十五 以上が事件とその裁判であつた。ウルスラ事件は、そのちょうど十年前一五九三年十一月一日、ネルトリングデンの旅館主の妻マリア・ホルが魔女の疑いで、共犯者の告発——もちろん、これをおこなわせたのは、共犯者の訊問にあたつていた取調官であつたが——をこうむり、自宅から拘引され、ほぼ一年後に釈放されたのと、似たような経過をたどつていた。マリアは、じつに六十数回にもおよんだといわれる拷問に耐え抜いた。結果ネルトリングデン市参事会はやむをえず復讐断念の誓約を交わさせたうえで釈放し、自家謹慎を申し渡さざるをえなかつた。<sup>(四)</sup> ただ、これと比べて、ウルスラ事件がじつさいに魔女被疑事件といえるかどうかは、疑わしい。古くからの因縁によつて、ヤーコブ、ウルスラ両家は確執の関係にあつた。この間、ものをくすめとつたりとられたりしたこともあるつたらしく、またすでに過去にも裁判沙汰を惹き起<sup>（四）</sup>してゐた。こういつたことからくる謹慎をヤーコブは魔女事件にかこつけて晴らし、相手をぎやふんと言わせようとしたらしい。魔女事件といわれるものの中には、このような世間の因縁話に由来するものがあつたようだ。

七十六 しかしあつと注目しなくてはならないのは、マリア・ホルの事件では、手続きは終始、市参事会の職権に

よつていたが、ウルスラ・マイヤーの事件は、上述のように、当初は告訴手続きであつたのに、これを、職権による手続きが引き継いだことだ。

ところで、その告訴手続きとはいつたいどのように進行したのか。既述からわかるように、告訴にたいする反駁以降、終始、宿敵どうしの弁論を中心に行なった、その意味では中世的な手続きといえよう。<sup>(註3)</sup> ただ、徹頭徹尾中世的手続きとはいえないのは、当事者がそれぞれ証拠をだしあう対審のかたちをとつていてある。もちろん、ここでは、現今にいうような証拠らしい証拠——証言——は、いずれの側からも提出されていない。(じつさいには、当事者の親族友人隣人が陳述することがあつたであろうが) したがい証拠手続きとはいつても、冒頭手続きにおける当事者の弁論をさらに弁論でもつて補強するという、あくまでことばコトバ——しかも、それぞれ相手の繰り出す言葉を粉碎しうるような——による応酬以外のなにものでもなかつた。こうした状況のなかで裁判所としては、当事者の一方が他方のコトバに屈するのをじつと待つほかはなかつた。古来の裁判ならば、少なくとも市民どうしの訴訟では、通常、原告の主張を被告側は雪冤の宣誓によつて退けえたし、あるいは場合によつては、原告が宣誓補助者を伴つて有罪の宣誓をおこない被告を断罪しえた。だが、こういった雪冤や断罪の手続きの時代はもう過ぎ去つていた。

このところで、参事会が事件の審理を引き継いだ。参事会が乗り出さざるをえなかつたのは、以上見たように原被の弁論が真つ向からぶつかつたまゝにあつた。ほかになんらかの特殊の事情があつたのかどうかは、わからぬ。ただ、このとき参事会が訊問をもつて登場する直接のきつかけになつたのは、ウルスラの言葉使いの、あまりに異常な烈しさにあつたようである。文書の文言でいうならば、(上に繰り広げられた「わたしつるスラ」)弁論ゆえに、<sup>(註4)</sup> へわたしが発した弁論のゆえに) 参事会は訊問をおこなわずにいたれなかつた。彼女は、参事会による、具体的には、たとえばニュルンベルクについていえば、参事会が穴牢獄 Loch に牢書記を伴わせて派遣した二名の糾問官——

ロッホシェツフェン (Lochschäffen) と称し、訊問状況を逐一参事会に報告し、そのさい、たとえば拷問をいつ加えてよいかななど、いろいろの点について指示を仰いだ――による、拷問を交えた訊問にあつても、自白しなかつた。そのため、参事会は判決書の起草ができず、ウルスラの事件は復讐断念誓約文書の朗読で終わり、こうしてふたたび公開法廷に戻ることはなかつた。

七十七 ヤーコブの告訴に始まつた手続きは「中世的な手続きといえよう」と右で述べたが、これは、カロリナの第十一條が書くような、原告が訴えを起<sup>こ</sup>すにあたり被告を牢へ勾留するよう裁判官に求める手続きとは異なつていた、ということである。カロリナのこの、原告は被告の非行と、その非行の徵表とを陳述すべし、と規定する手続きによれば、牢に勾留されるのは被告だけではなかつた。その第十二條によると、原告自身も保証を設定し終わるまでは勾留された。ウルスラの事件では少なくとも文書を読むかぎりでは、こういつたことは生じていない。ヤーコブはおろか、ウルスラも勾留されてはいない。彼女が捕らえられたのは、手続きが参事会の手に移つてからである。とうわけで、ウルスラ事件での告訴手続きは伝統的な、当事者手続きであつたであろう。

七十八 しかし他方で、ちょうどこの時代、告訴手続きといえば、カロリナに述べられていた、第十一條、十二條の手続きが裁判当局者の念頭にあつた。このことは、フランクフルトにおけるいくつかの事例が示している。そこで以下では、ゲンデンバッハの文書を補う意味で、マインハルトの編著（十三）でフランクフルトの事例をみていく。そのひとつ、一六〇六年の事件であるが、それは概略<sup>(註)</sup>こうである。一六〇八年九月二日早朝フランクフルト市から三十キロ北方ブツバッハ Butzbach 市出身の編織工ハンス・ライブレにたいし斬首刑が執行され首は処刑台に打ちつけられ死体は正規の埋葬を許されず、その場に埋められた。これに先立ち七時から八時にかけてレーマー（フランクフルト市庁舎）に設けられた公開の法廷において、二名の聖職者に付き添われたハンスは斬首による死刑の判決を

うけ、裁判長の裁判杖が彼の頭上で折られた。当時は、判決にすぐ続いて刑が執行された。ことは二年前ハンスと、親方ヤーコブ・リュレーゲルの妻との姦通に端を発していた。親方の妻は夫を亡き者にせんとした。ある日街道でハンスに襲われた親方は重傷を負つたものの、からくも一命はとりとめた。自宅に運び込まれた夫を見て恐怖のあまり人事不省に陥った妻はそのままやがて死の床につき、ブツバッハ市の参事会員二名と司祭の面前で罪を告白し死んだ。その間ハンスはフランクフルトに逃れていたが、シュレーゲルの手配で逃亡先で官憲に捕らえられた。こうして職権による手続きが進められることになると、遅くとも一週間以内には犯人は刑吏に引き渡されるはずであった。

ところが、市参事会はことここにいたつて慎重な態度にてた。殺害未遂事件はブツバッハで起き、被害者もブツバッハの人間であつた。重要な証人である、親方の妻は死亡してしまつた。これらのことから、本事件はフランクフルト市当局からみれば公然たる犯行があつた事件とはいえない、こうした場合は一五〇九年のフランクフルト改革法典(註)にしたがい、被害者がおこなう告訴によらねばならない、と。こうして原告のシュレーゲルも牢に入れられるはめとなつた。被告が罪なく釈放されるときには、原告が補償を果たしうるためには身柄を拘束しておかなくてはならなかつたのである。法廷で被告ハンスはこう宣誓をした。不正に、また原告の悪意によつて罪を着せられた、と。以後、審理は膠着状態に陥り、当事者双方とも牢に収容されたまま二年が過ぎた。一六〇八年になつてようやくハンスにたいする容疑が高まつてきた。裁判所は、拷問をもつて自白させるべきであり事件の性格からいつて自白に頼るほかはないとの判断に達し、このことが、中間判決をもつて示された。この段階で、原告は拘禁を解かれたが保証金を供託しなければならなかつた。他方、被告はといえば、拷問具を見せつけられるや直ちに自供してしまつた。

七十九 ここでは裁判は——カロリナ風の——告訴手続きで始まり、途中で職権による手続きに移行した。この点では、一部、ウルスラ事件（七十四）の経過に似ていた。ただ、右のハンスの事件の場合、当事者双方とも牢に入つ

ているなかで、裁判所が被告にたいして容疑を固めていくことができたのは、どうしてなのだろうか。それは、参事会の調査に負っていたとみてよい。審理が膠着状態に陥ったというのは、原告が『確たる』徴表を提出しえず結局は参事会の調査活動によらねばならず、そのための時間が必要だったことによつていいよう。ハンスの犯行に暗黙に同意をしていた、親方の妻の父から証言をえることも、そういった調査に頼んでいたであろう。もちろん、情報、証言が牢中の当事者から出ることもあつたし、捜査という観念がほとんどなかつた時代には、調査といつても中心は、なによりも当事者にたいする訊問にあつた。当時の、裁判所の判決人が都市参事会員であつた制度下で、しかも、裁判所も参事会も市庁舎に置かれていた状況下では、裁判所における告訴手続き、参事会における糺問手続きというそれらの相互の関係は、参事会の調査をてここに、ウルスラの裁判におけるとは違つて、相當に流動的であつたであろう。

八十 わたくしはかつて、パンベルゲンシスやカロリナのもとにおける告訴手続きと、糺問手続きとの関係を考えたなかで、こう問題を提起したことがあつた。「原告人が拷問を申請しうるのに必要な確たる徴表を証人二名によつて立証しえたかいなかは裁判所の判決にまつことになるが、その場合当然、立証が不十分との判定がある」と。そのときは、「当該訴訟は果たしてそこで終了し、あとは……原告人の賠償責任問題が生じる、に過ぎないのか、それとも、原告人はさらに充分なる徴表を提出すべく命じられるのか、さもなくば——これが、とりわけ問題となることだが——原告人の徴表提出手続をひきとつて官憲みずからがいつそうの徴表収集の調査にのりだすのか」と。これらの可能性のうちわたくしは最後の可能性を想定し、「原告人による徴表の提出と証明という告訴手続的形式は守られつつも、そういったまさに告訴以後の原告人による中心的手続の中に、職権が浸透していく」ことになつた、ある見通しをたてた。<sup>(15)</sup> この見通しは、右のハンスの事件——さらにいえばウルスラの事件——に限つていえば、ほぼ実証されたことであろう。

八十一 ここでハンスの事件に関連して、二点に触れておきたい。一つは、右述のようにフランクフルトの場合、いずれも市庁舎内に設けられた裁判所と参事会——他の都市でも同様であつたろうが——とは、事件の性格によつては鋭く対立することがあつた。これは、いささか後代に属するが一七〇五年、有力なフランクフルト市参事会員の娘が父親の同意なしに同市のシュルトハイス——都市裁判所裁判長——の息子と密かに結んだ婚姻をめぐる事件<sup>(13)</sup>からわかる。かの参事会員は、新郎は本当は新婦を誘拐しようとしてこれが果たせなかつたがゆえに秘密結婚を企てた、と、同年十一月十二日開会の参事会——相手のシュルトハイスは欠席——席上意見を陳述した。参事会はこの意見を受けて新郎新婦にそれぞれの実家において禁足を命じ、参事会法律顧問たちに事件について法鑑定を依頼した。しかるに、次回参事会の席上でシュルトハイスは参事会のとつた措置にたいし抗議し、当該事件は参事会ではなく参審員裁判所でとりあつかわれるべきものと主張した。すなわち、事件は参事会の糾問手続きにはなじまない、というのである。参事会法律顧問はこれに反対の意見を表明した。参事会は禁足と糾問手続きとを続行すべく決議し、シュルトハイスの息子にたいする調査が進められた。シュルトハイスは、禁足は名譽ある市民にとつては侮辱に当たると苦情を申し出て、また保証金の提供を申し出たりするが効果はなく、市参事会が両人の禁足を解いたのは、やつと一七〇六年夏になつてである。この事件はいさか個人的な事情が入り込んでいた感があり、必ずしも一般化はできないものの、参事会における手続きと、都市裁判所における手続きとの相違、場合によつては対立は、少なくとも観念としては、依然存在していたことを、うかがわせてくれる。

八十二 実は、この点は、先述、ゲンゲンバッハ一六二六年九月二十三日の文書の、性的非行と、それに起因した誹謗事件（三十二）からもうかがえる。ゲンゲンバッハ市民ヤーコブ・リュピナーは、彼を獄舎につないだシュルトハイス、市長、参事会を、革はぎ人め、盜入め！と誹謗した。（この誹謗のおかげで、彼はふたたび牢に入れられ重

い肉刑を覚悟しなければならないはめになつたことは、既述した。）ではなぜ、誹謗などしたのであろうか——先述ではこの問題を残しておいた——。彼の主張するところによれば、こうである。『わたしは、あやうく生命を奪われる *dass Leben vernichtet* ところであつた。彼ら〔司直〕はわたしに、法をほどこさな〔＝正規の裁判をもつてしな〕かつた *mehr dass Recht mit angemessen haben* からだ。すなわち、彼らは〔こ〕「ゲンゲンバッハ市」であえて不法をおこない害悪をくわえようとした。これは、貴顯にとつても市民全体にとつても著しい災難 *den Herren und der ganzen Bürgerschaft ein grosses Leid* となる。』この文言に、十人の証人によつて保証をうけるほどの、れつきとした市民ヤーコブが、この事件における司直の職権行為にたいして抱いた反感がよくあらわれている。カロリナによれば、妻、寡婦、あるいは娘にたいしてその意に反して妻、寡婦、あるいは娘なる名譽を奪うときは、裁判手続きは、名譽を奪われたこの者の（告訴をまつて）始まり、この者による、非行の立証によつて進行する（第一一九条）はずであつた。

ここに見いだされるのは、基本的に、強姦をめぐる伝來の、当事者主義的手手続きである。強姦といつた性的非行はその性格上現行犯のかたちをとりにくかつたにもかかわらず、中世においてその訴訟は元来、現行犯行として初めて可能とされていて、被害にあつた女の叫び声とか、衣服や髪の乱れとかが裁判手続きの開始、進行に決定的にものをいつた。いわば擬似現行犯手続きが手続きの要件とされていた。<sup>(四)</sup> バイエルンはフライジンク市およびその周域において三十六年間ものあいだ代弁人の職務にあつた俗人ループレヒトの『法書』（一二二八）が、強姦の被害者は三日間強姦の事実を黙秘するときは、男からカネを受け取つていよいよ訴えを起こすことができない、と述べているのも、この意味のものである。ただ、次第に、非現行犯として断罪ができる途が開かれてはきたが、告訴によつて訴訟が始まられたことに変わりはなかつた。これにたいし、ヤーコブの事件では司直は告訴によらず、おそらくはうわさによつて事件を耳にいれて、捕吏を彼の家に向かわせたのであろう。しかるにヤーコブ自身は、この種の

事件は古来の告訴手続きによるものと考えていた。

八十三 もう一つは、調査の実例について。これについては、一五八四年ハイデルベルク北方ヴァインハイムWeinheim出身のフリップ＝ドッセンハイマーが仲間ミヒヤエル＝ロイターらと共にマルクグラーフシャフト・バーデンにおいてユダヤ人を襲い、このうちの三人を殺した疑いでフランクフルトで捕らえられた事件<sup>(回)</sup>が参考になる。この年十月始め、ドッセンハイマーとともに、これを捕らえさせたサムエル——被害者のひとりで、原告となつた——をも牢に勾留したフランクフルト市参事会は、バーデン辺境伯の官房と、ヴァインハイム市長とにたいして事件を問い合わせた。その結果サムエルの申し立てていることが実際に起っていたこと、共犯者の一人、かのミヒヤエルも捕らえられたことを知つた。十二月には、ミヒヤエルが自供し処刑されたことも伝えられた。参事会は、これらの事実をドッセンハイマーにつきつけて真実を述べさせ、場合によつては拷問にかける、と決定した。この間サムエルは入牢のままであつたが、ユダヤ人団体長の請願を容れて参事会は彼を釈放した。ただし、市から離れないことを約束させた。依然ドッセンハイマーは自白をしない。が、直ちに拷問に移ることもはばかられた。一五八五年一月協議の結果、参事会はドッセンハイマーについてはひとまず放置し、参事会法律顧問のケラー博士に鑑定を求めるとした。鑑定意見は、こう述べる。ドッセンハイマーの捕捉は職権によるものではなくて、サムエルの請求によつていたのであるから、サムエルに正式に訴えを提起させるべきである、と。これは、拷問に移るには徵表が足らないということであろう。ケラー博士も、参事会は容疑に関する詳細な情報をいま一度入手するほうがよい、と勧めた。こうしてついに一五八五年春、処刑された共犯者ミヒヤエルによる詳しい自白の写しを手に入れることができた。これは、糾問手続きを開始するのに十分の徵表になりうると判断され、拷問の結果、ドッセンハイマーは街道における略奪と、謀殺とを自供した。以上のドッセンハイマー事件の報告は、一班ではあるが、犯罪捜査が未発達な時代に、確

たる徵表の収集のために參事會が展開した調査活動を彷彿させる。

八十四 調査は、ゲンゲンバッハの場合、当初から職権手続きであつた事件、たとえば右述クニグンダの事件（四十七）は、いつまでもなく、ウルスラの事件（七十四）のように告訴で始まる当事者手続きであつても、職権手続きが接合したときには、裁判手続きの中心的な核の一つとなつていて、のみならず、終始、当事者手続きが展開したときにも、調査が介入した例がある。それが、フランクフルトにおける当時の典型的な、しかし一部変形した当事者手続きの裁判、三十年戦争勃発の前年一六一七年の四月十六日旅館ヴォルフゼックで、二人の貴顕のあいだに起きた殺害事件の裁判である。<sup>(15)</sup> フランケンの騎士ヴァイトリウルリヒ・フォン・リーテュンゲンが、口論のあげくに、ゲオルクリフ・オン・エーベルエーベン——オッペンハイム出身、ファルツ選帝侯の評議官——を剣で重症を負わせ死に至らしめた事件だ。裁判が始まり、被害者の寡婦は弁護人を通して、ヴァイト——身柄を拘束された——にたいし、謀殺の意図で夫を殺害した、と訴えを起こし、さらに、ヴァイトがすでに数人について同じような方法で犯罪を犯している、と申し立てた。被告は頭を振つただけであった。以後の審理では、被告も弁護人によつて裁判にあたることが許され、みずから法廷に立つことは免れたものの、ボルンハイマー塔に勾留され（調査と並ぶ、変形した当事者手続きの一つ）、ときおり救貧院とのあいだを行き來した。原告は身柄を拘束されなかつた。裁判は長引いた。なにせ当事者がいずれも貴族であることからか、都市裁判所としてもとくに慎重であつた。種々の証言が収集、聴取された。このために參事會法律顧問がわざわざ、ゲルンハウゼンにまで赴くというようなこともあつた。裁判所が慎重を期したこととは、四つの大学——ハイデルベルク、ギーセン、ケルンそれにテュービンゲン——が法鑑定を請われたことにうかがえる。四大学法学部の鑑定は一致してこうあつた。被告は死ななければならぬ、それは斬首によるべし、と。

八十五 判決の機が熟したとみた裁判所は来る一六一八年十一月二十一日を最終判決期日 endlicher Rechtsstag と

定めた。この間、被告に判決草案の内容が漏らされるようなことはもちろんなかつたが、参審員は死刑執行人の直属上司で、処刑の現場指揮者 der Oberstrichter を遣わし判決期日には本人が出廷するよう被告に告げさせたり、また参事会は参事会で牢中の騎士のために二名の牧師を派遣するよう命じたりした。これらのこととがそれとはなしに処刑への暗示とはなつてゐた。判決期日の二日前、騎士は遺言書をしたため、この中で、牧師に、また牢番やその妻に遺贈がなされた。捕らえられて一年半あまりも経過した、この十一月二十一日当日、早朝五時ヴァイトイ・ウルリヒは牢番と若干の兵士とに見守られ市庁舎に向かつた。聖職者と幾人かの友人が付き添つた。すでに、この市庁舎前広場、正義の泉の横では、未だ判決が宣告されていないうちに、処刑台の建築が大工組合員によつて進行してゐた。当時は、およそ処刑台の建築というような忌まわしい仕事には、大工組合員が縦出であたるべきものとされていた。<sup>(四)</sup> 処刑台、正確にいえば処刑壇はほぼ一メートル五十センチの高さで、周囲には手摺り、市庁舎に面した側には階段がつけられ壇上は広くとられていた。壇上には背もたれのついた黒色の椅子が据えつけられ、いまや遅しと罪人を待つてゐた。

九時に被告の親族、および弁護人が市庁舎法廷に入つた。法廷では弁護人が再度、力を尽くして弁護をおこなつた。それにひかされてであろう、判決人たちは別室に退いてもう一度協議した。ふたたび判決人が席についた後、裁判所はかの弁護人に、次のように説示した。弁護はもう時機を失している。原告の弁護人はすでに法廷活動を終結させてしまつており、被告の弁護人の弁護を認めるということは、訴訟の流れを覆すことになる、と。裁判長、すなわちシュルトハイスは裁判所書記に死刑——斬首刑——の判決文を読み上げさせ、職杖を折つた。しかるに、この後におよんでも、弁護人は、上訴したいとか、再鑑定を求めるとかと主張し、弁護をあきらめなかつた。ここで、被告の弁護人が上訴したいと弁論した点に関連して、ウルスラ・マイヤーの魔女事件（七十四）における次のような注目すべき事例について付言しておこう。ゲンゲンバッハ市参事会は、ウルスラに、司直や、原告ヤーコブ＝メスナー一家にた

いする復讐の放棄を誓わせたさい、あわせて、いかなる、聖俗の裁判所——聖俗の、宮廷裁判所、ラント裁判所、都市裁判所、それに帝国の《両裁判所、宮廷裁判所と帝室裁判所 *beder Hoff und Cammergerichten*》——にも訴えを提起しないことを誓約させ、参事会の決定にたいする上訴をあらかじめ封じ込めていた。

すでに判決人たちは立ち上がり、法廷を後にした。間髪おかず、判決の執行が命じられた。二時間の猶予をえてヴァイト＝ウルリヒは妻に書簡をしたため、裁判所には、着衣と指輪をとりのけておいてくれる(つまり刑吏に役得として与えてしまわないで欲しい)ことなどを請い、最後にこう頼んで、聞き届けられた。処刑にさいして、刑吏が自分で触れることがないように、と。貴顕については恩赦として室内で、高級司直や聖職者など、「く少人数の前で刑が執行されている例が十六世紀中葉ヴュルツブルクからの一細密画に見いだされるが、<sup>(44)</sup>本件の場合は違っていた。やじを飛ばす大勢の観衆、押すな押すなどの群衆を前に騎士の命は処刑壇上露と消えた。その死体は、罪を償つたうえはふたたび騎士たる貴顕の身分にかえり——死は「生者の共同体に再登録されることでもあつた。<sup>(45)</sup>」——名譽ある人間にふさわしく、喪装の兵士八人に伴われつつニコライ教会に運ばれた。数日後、諸債務や裁判経費を被告側が支払った後、遺言による処分がすべて済んで、遺体は騎士の居城に移送された。

八十六 これがヴァイト＝ウルリヒをめぐる告訴事件の粗筋である。被告は口論喧嘩のうえ相手を殺した、というものである。中世的觀念によれば、謀殺にたいするに、典型的な故殺の事件であった。故殺事件は、中世いろいろ通常は、そしてときとして十六世紀に入つても、場合によつてはカロリナ以後の時代においても、和解 *Todschlagsstühne*によつて平和的解決がなされた。官憲のほうとしてもこれを事実上優遇してきた。しかしながら、この、和解契約に基づいた、カネによる解決の方法はしだいに禁じられていく。本事件において、和解の試みの痕跡が見いだされないのは、どうしてなのだろうか。時代の一般的な傾向に添つたといえるのであろうか。被告が騎士であつてみれば贖罪

のカネを支払うだけの資産にも乏しいとは考えられないのに、また、和解はたんにカネだけの問題ではなく、「毀損された法秩序も補償を受ける」ためのものもあるのに、和解が図られなかつたとすれば、和解によることはできな(15)いのが、すでに自明のことになつていたのであるうか。この点で参考になるのは、貴顕の身分にある者が処刑された、他の一例に、ニユルンベルクの刑吏シュミット親方が四十四年間あまりで死刑に処した三六一人——鞭打ちの刑など身体刑に処された三五四人よりも数が多い。これにたいして、十八世紀になると死刑は激減し、たとえば、バンベルクにおいて一七五九—七九年の二十年間で、死刑判決は五十二件であつた(16)——のなかで、ほとんど唯一の貴顕の身分にあつた、《宣誓義務をもつ名譽ある市参事会員の一人、ニコラウス・フォン・ギルゲン博士》の場合 (1605 Dec. 23) である。〈彼は文書を偽造し、節を守らず多くの件で両方の党派に仕え、金のために文書を書き、助言した。〉三十八週間獄舎にあつた後、同じように斬首となつた。ただ、事件の性格はずいぶん違うので、ヴァイト事件の十分な参考とはならないかもしだれ。それとも、原告の、被告は謀殺の意図をもつて殺害した、との主張が、当局の、一年半のものあいだでの調査で確認されたからなのであろうか。司直はいつたいどのようなへ調查へをおこなつたのであろうか。原告の弁護人のほうはその主張を裏づけるのに、どのような活動をしたのであろうか。いずれも、編著者マインハルトの報告するところからは、わからず、隔靴搔痒の感だ。

八十七 ともあれ、最終判決の前後にすら、被告の弁護人が熱心に弁護活動をおこなつたということは、それ以前の審理においても、相当の弁護活動が展開されたと見なされる。にもかかわらず、裁判所は、原告による、謀殺の訴えを認めた。なぜであろうか。証拠の提出を主とした、原告の弁護人の法廷活動がよほど優れていたのだろうか。それとも、それ以上に、右述のようにゲルンハウゼンにまで赴いたという裁判所ないし参事会自身の調査、探査のほうに重配をあげねばならないのであろうか。おそらくは、後者の色彩が濃いと推測される。とすれば、こういった典型

的な告訴事件、当事者手続きにおいても、調査という職権的な側面が著しく働いていたことになり、注目してよい。

八十八 他方で、とくにこの事件では、大学の鑑定結果が判決に重大な影響を及ぼしていた。それは、この裁判の後日談が暗示する。市参事会は、最終判決前後における弁護人の主張を眼前に見て、よほど後味が悪かったのか、判決宣告前後のこの事態をも書き添えた一件書類をさきの四大学に送付し、もう一度鑑定を求めた。なお、フランクフルトの工房親方ルートヴィヒ・シムメルがこのセンセーショナルな、貴重の事件とその処刑とを、大当たりを見込んで、木版画に彫った。しかるに当局はこのルポルタージュの印刷に許可を与えるなかつた。これも、この後味の悪さによつていたのかもしれない。いずれにせよ、鑑定を再度依頼したのは、弁護活動にうなづかせるところがあるにもかかわらず、鑑定をえて判決を事後的にあれ正当化しようとしたのであろう。ところが、鑑定は、参事会をうちのめすかたちとなつた。それは、こう述べていただからである。判決人はいつたん下した決定をいつでも廃棄、あるいは変更できるのであるから、それをなしうるあいだは、そもそも刑事判決は確定力をもつには至らない。したがつて、弁護人もつねに新しい事実を提出し動議を提起しうるのである、と。まことに、マインハルトがいうように「現代のわれわれにとつては、奇異な感じのする」意見である。いずれにせよ、事件そのものについては判断を避けて通つたこの鑑定意見は、裁判所の判決は大学の鑑定意見にしたがう必要はないことを暗に述べているようにみえる。そうとすれば、判決宣告前の、弁護人の弁護の事実を初めて知つた大学の鑑定者側の苦しい弁明とも受け取れないことはない。そして判決人たちがこの鑑定にうちのめされたとすれば、それは、いわば、語るに落ちた、というべきであろう。すなわち、彼らは、判決宣告前後におこなつた弁護人の陳述の正当性を認めていた、ということになるから。

ということは、他方で、司直の調査が果たしてどこまで抜かりのないものだったのかは、大いに疑わしくなる。ともあれ、参事会の狼狽は、判決草案が大学の鑑定活動に決定的に依拠していたことを暗示している。一時的には狼狽

したもので、参事会からいわせれば、判决活動は、広い裁量に守られた、「古くからの良き慣行」にしたがつたまでのところであった。しかしして参事会は立ち直つた。ただ、それを機会に、参事会はつまのような決定——されまた、われわれにとって驚くべき決定ではあるのだが——をおこなつた。判决の直後も、やがて弁護人は当該事件について弁護をなす「いがだ」をもつた。

## 注

- (52) 指稿「徵表と拷問をめぐる中世イタリア法学者の學説・観書」『熊本法学』七十九号（一九九四）一五一頁以下参照。
- (52) ベンヌ・マニラ前掲書〔前注2〕一二九一、一二八九頁。
- (53) 指稿〔前注34〕七十九頁下段。
- (53a) 指稿「判决発見過程と訴訟当事者—中世的裁判の理念型的形態について」『法学と政治学の諸相』（熊本大学法学院創立十周年記念・一九八九・成文堂）所収、六三九頁以下参照。
- (53) Th. Hampe [Fn. 32] 1.
- (53) K.-E. Meinhardt [Fn. 31] 29-32.
- (53) G. Köbler (Ed.), Reformacion der Stat Franckenfert am Meine des heiligen Romischen Reichs Cammer anno 1509, Giessen 1984.
- (55) 指稿「批評手続と紀臣手続——熊本法の時代における——」『熊本法学』七十一号（一九九一）一〇六—一七頁。
- (55) K.-E. Meinhardt [Fn. 31] 100-105.
- (55) H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, 1922, 45 ff.
- (55) Freisinger Rechtsbuch, bearb. v. H.-K. Claßen, Weimar 1941, 136 (§ 127).

- (註) K.-E. Meinhardt [Fn. 31] 15-19.
- (註) K.-E. Meinhardt [Fn. 31] 38-45.
- (註) H. Knapp, Das Lochgefängnis, Tortur und Richtung in Alt-Nürnberg, Nürnberg 1907, 70. 「リヒツガ」即ち「監禁」の適用  
「懲役」即ち「刑罰」の適用の趣旨、即ち「懲役」の適用が「監禁」の適用に代わる事例——。1907年と1916年の適用  
和建築の例が紹介されてる。J. Cernhuber, Strafvollzug und Unehrlichkeit, in : ZRG Germ. Abt. 74, 1957, 133  
(Ann.50).
- (註) W. Schild, Alte Gerichtsbarkeit. Vom Gottesurteil bis zum Beginn der modernen Rechtsprechung, München  
1980, 185 (Nr. 400).
- (註) ハッカハ演習書 [注注5] 1-211頁。
- (註) P. Frauenkärt, Blutrüche und Todeslagsühne im Deutschen Mittelalter, Leipzig 1881, 170.
- (註) E. Schubert [Fn. 14] 290.

## 六 む す び

八十九 ハーメルケの監禁によるいたグヴィナーは『犯罪の歴史』の一章で「つかみ監獄」を例にふりあげ歴史犯罪学の課題について述べたことがある。「歴史犯罪学の課題とは、」のいかさま師についてその多種多様な現象をあさり」となく叙述するところにあるのではないであらう。むしろ歴史犯罪学の課題は限定されてお

り、つぎのことを説明することにあろう。いかさま師はどのような危機現象に端を発しており、なぜそれがしだいに大きなひろがりをもつようになつていったのか、なぜ国家はこの刑事政策的課題に対決しようにも十九世紀初頭にいたるまでは無力であったのであらうか、職業的ないかさま師にたいする睇いを効果的に終わらせた理由とはいつたなんであつたのか。」グヴィナーのこの発言は、犯罪と社会の関係いかんという、歴史犯罪学の課題としてバーダーが期待しているものと一致しており、また、歴史犯罪学の課題の限定性についてもバーダーの主張ともほぼ軌を一にしていたといえよう。

九十 本稿では、帝国都市ゲンゲンバッハに関わる、わずか二十五点であるが、諸文書を読んできた。その過程で、文書のなかで顔をのぞかせていたいろいろな問題を、さしあたつて、てもとの文献——こういつた文献は、いくらでも増えてくるであらうが——をてがかりに、いくぶん発展させ、また他の場所との比較も加えて述べてきた。では、右にいうような、ひろい意味で犯罪と社会の関係は、本稿の場合、どのようなところに見いだされることになるのであろうか。

その一つは、性的非行を断罪する文書が相対的に数が多かつたところに示されている、時代の宗教的環境がある。バルブーは、ルシアン・フェーブルが十六世紀の「心性を基本的に宗教的とよんでいるのは正しい」と述べた。ブラウンもまた、中世においては男性の同性愛にたいしてレズビアン・セクシュアリティーは比較的軽い違犯行為と考えられていたのに、たとえば一例にカロリナにも知られるように（第一一六条）、死刑が主張されるという「苛酷な見解が一般化するのは、十六世紀になってから」であつたとみる。この十六世紀というのは、ブラウンによれば、「カトリック改革とプロテスタンント改革が、道徳的行為を法律で規制し、伝統的に同性愛と関連づけられていた罪である異端を根絶することに関心を増大させ」た時代であつた。<sup>(20)</sup> ル・ロア・ラデュリによれば、十四世紀ピレネー、サバルテス

地方のある農夫はこう断言していた。「自分の母親や娘、姉妹や従姉妹との相姦を罪とは思わない。ただ、近親相姦は恥ずかしい（破廉恥な）行為である。」しかし時代は過ぎていく。「家々からなる群島を支配するモラルは、遙か後、近代になつて宗教改革のプロテスタンントやカトリック、あのピュリタンやジャンセニストから発生したモラルとは到底同日の談ではない。」すなわち「近代ではプロテstanントもカトリックもともに性に対しても強硬で、人に勤勉を求めるのに熱心であつた。」こうした宗教的環境は、十七世紀にも続いていく。

ヴォルテールはルイ十三世時代について述べている。「占星のように、荒唐無稽なものがはやる以上、憑きものや呪文を信ずるのは、むしろ当たり前だろう。宗教には、これがなくては、適わなかつた。僧侶なら、十人が十人、悪魔祓いをする。裁判官でさえ……魔法使いの裁きに憂き身をやつす有り様。」こういつた裁判官の餌食になつたのが、一六三四年八月八日生きながら焼かれた、プロテスタンントの町ルーダンの聴罪司祭ユルバン・ランディエだ。「判事一同に対し、誰しも深い憤りを覚える」と書くヴォルテールはまた「器用な男」がいたものだとして、一六一〇年パリで、馬とその飼い主との獣姦事件が起きたことも報告する。<sup>(四)</sup>ほぼ同じ時代、ゲンゲンバッハの文書にも、魔女事件が三件存在した（四十六）。一六一一年四月三十日、またもや、魔法を使つたと訴えられてエクスの高等法院から有罪を宣告されたマルセイユの神父ルイ・ゴーフリディが火刑に処せられた。<sup>(四)</sup>

九十一 もう一つは、時代のいわば世俗的な環境である。それは、なかんずく、かのヴィジョンに自分の墓碑銘を〈貧窮ノ 小サキ 一學徒〉と決めさせることになつた（遺言詩集）貧困、それに戦争、そして浮浪の世界であつた。戦争は、辺境のトルコ兵にたいする戦い、スペインとオランダとの戦い、それに宗教戦争である。宗教戦争において、この世界は時代の宗教的環境とからみあう。いずれの戦争も職業的兵士——ランツクネヒト、傭兵——が働いていた。すでに、「戦争は商売人の仕事に、なつていた。」兵隊には、兵士の妻、娼婦、子供、兵隊相手の商人など膨大な数の

非戦闘員が輸送、看護、料理洗濯、土方仕事など軍隊のさまざまの仕事を受け持つ、たえず一緒に付いて回った。「流浪の町ともいうべき一群」だ。こうして兵隊全体が一種の流浪の民であり、無名の漂流者であった。一五六〇七年ころの木版画に、あでやかなランツクネヒトの娼婦 *Die Landsknechtshure* の姿をみることができる。ここでは、娼婦は「移動する売春」なのであつた。<sup>(15)</sup> 後代、人口の加減で徴募が難しくなると、徴募された兵士のなかには、犯人、もしくは犯罪予備軍的存在の者が含まれるようになつた。<sup>(16)</sup> さて、戦争と切り離せないもう一方の浮浪——そして貧困——についてはハンスという名の、ある実在の人物を登場させよう。

九十二 ハンスは、下層のユダヤ人であつた。いつどこで生まれたのかはわからない。三人のユダヤ人が別のユダヤ人の物を奪うのを、帮助した。フランクフルトでクリスティーネという、キリスト教徒の女と性交渉をもち、また小間物屋からナイフと靴を盗んだ。いつの年か、シュトラースブルクで聖靈降臨祭（六月）の大祝日にキリスト教の洗礼をうけた。後代『浮浪者の書』の第二部で「ハンス」「フォン」「シュトラースブルク」つまりシュトラースブルクのハンスと書かれたのは、このようにキリスト教の洗礼をうけたユダヤ人としての意味である。さてシュトラースブルク市から世話をしてもらい同市の巡礼宿の管理人の職に就き、少しまとまつたカネも市から受けとつた。教会はユダヤ人の洗礼には宣伝価値があると考えていたのである。キリスト教徒となつたユダヤ人がこういつた経済上、生活上の援助をえられることについては、ハンスは、キリスト教徒の放浪者やペテン師との接触から情報をえていたのであろう。

ところが、ハンスは、以後足を洗い正業につくことができたはずのこの恩典を無にしてしまつた。というわけは、しばらくして、ある巡礼の正貨を模造貨幣で両替し、後見人にみつかり、彼によつて鞭打たれた。カネは返したが、結局シュトラースブルクを退去した。そのとき、旅行用の洗礼証明書を発行してもらつた。ふたたび放浪の旅に出る。

ことになつた理由はわからない。マイン河あたりで乞食、盗み、詐欺などをなりわいにし、放浪者、乞食、ペテン師の仲間に入った。ペテン師仲間の四人と組んで百姓を詐欺にかけた。この四人はクルムバッハで吊るし首になつた。エーガーで結婚をして、女房に盗みの相棒を務めさせている。結婚した後もあるレース編み職人の娘に結婚をえさに言つた。遍歴学生となり予言をしてやつたりして物をだましとつた。そして、聖靈降臨祭の市（六月三日）の日にネルトリングエンにやつてきた市在住のユダヤ人を脅してカネをとろうとした。一四七八年パツサウ市での聖体冒瀆事件に関係した疑いで訴えるぞ、と脅迫したのだ。脅迫をうけたユダヤ人はこれを市当局に訴え、結果ハンスは捕らえられた。ハンスにたいする訊問手続きの結果は、ネルトリングエン市の帳簿『血の書』一四五五年から一五一五年、第六十三右紙葉から六十四右紙葉の一四八七年の条に記録されている。彼は同市から溺死刑を宣告された。拷問で吊るされて前科を白々させられ、拷問を外されても白々を撤回しなかつたからだ。白々には、市長を含め四人が立ち会つた。（上述ハンスの過去の所業は、彼のこの自供から明らかになつたものである。）高貴な婦人のとりなしで恩赦をうけて命だけは助かつた。彼は刑吏の手に引き渡され、鞭で打たれたうえで、ライン河の向こう岸まで終生の追放に処された。そのさいに、ゲンゲンバッハの文書の主人公たちのよう、復讐断念の誓約を交わした。その後は、ライン河地域をかせぎ場にした。それから以後のことは、「放浪者の書」にある通りである。（<sup>正</sup>）ヴォルムスで目をえぐられた。いまは医者で、人びとに予言をしたり、方々を経めぐつていろんな人をペテンにかけて zeucht außer Land und beschäftigt alle menschen いる。目をえぐられた理由は不詳で、ニセ医者としてのその後の消息も杳としてわからない。吊るし首台の露と消えたのであろうか。

九十三 ハンスは機会があつたにもかかわらず、放浪と浮浪の生活から、結局抜け出せなかつたようだ。めつたに実名を出さない「放浪者の書」にハンスの名が登場するのは、既述のようにキリスト教の洗礼を受けたこと、それに

ドイツの、放浪者の言葉たる隠語にかなりのユダヤ人の言葉がはいりこんでいたこと、からくるものと思われる。いや、それとともに、なによりも、彼の浮浪ぶり、ペテン師ぶりが評判高かつたのであろう。この意味で、他の数かぎりない無名の放浪の民の代表格であった。シュトラースブルクのハンスの姿は、それと同時に、ゲンゲンバッハの諸文書に名を見せ、復讐断念の誓約のあと終生の追放に処された人びとの、その後の姿とも少なくとも一部分重なるものがあろう。

以上、バーデンの小都の「くわづかばかりの窓を通して、わたくしは、このような、時代の宗教的環境と、貧困、戦争、浮浪の世界とを覗き見ることができた。ハンスがもし吊るし首台の露と消えた<sup>(四)</sup>としたのなら、それは、時代の刑事司法の、中世いろいろ引きずつてきた大いなる限界にあつた。都市刑事司法においてひろく用いられた所払い——これは、都市の過剰人口にたいする一政策だつたのかもしれない——、恩赦嘆願の却下のうえで減刑としてフランス十六世紀パリ高等法院から下された、裁判管区（セネショネ）からの追放。<sup>(五)</sup>こうした、いつまでたつてもその効果いかんについて熟慮されることのなかつた放逐の刑は、なるほど有罪者に死刑だけは免れさせたものの、他方では、被追放者——なかんずく、下層の——に、死にも相当する、貧困と浮浪、戦争という苛酷な運命を強いだし、少なくない機会に、犯罪予備軍の群れに身を投じさせる結果となつた。この群は群で、周囲の社会、とりわけ近隣の都市の人びとを非行の渦のなかにまきこんでいった<sup>(五)</sup>。

九十四 まことに、自由刑成立<sup>(六)</sup>前夜の時代であつた。ピエール・ディイヨンは、フランスやイギリスにおいてかつて長期に支配した、「鞭打ち刑から死刑に至る、晒し台の刑から追放刑に至る、また拷問から身体切断刑に至る、あらゆる身体刑の中から、きわめて自由に处罚」が選ばれた「専断的处罚からなる伝統的システム」を、こう説明していく。それは、当時「もっぱら未決囚と支払不能の債務者とにのみあてられていた」監獄によるのではなく、「恐怖を

与え、周縁的な人びとに犯罪を思いとどまらせるために、公衆の面前で行われる身体刑の実施から」なつていた。<sup>(四)</sup> ゲンゲンバッハの文書にも繰り返し述べられてはいるが、晒しや鞭打ちは、非行者当人にとつてのみならず、ほかの人びとにとつて見せしめとなるべきために実施されるものであつた。後代カラス事件で、息子ドナリカラスが母親カラス未亡人にあてた手紙（一七六二年六月二十一日）にこう見いだされるのは、同じような考え方である。「極悪人の処罰は、世の人のために」を行われるのです。極悪人を断罪する告発状は、したがつて広く世に知られなければなりません。<sup>(五)</sup>

ゲンゲンバッハの文書に「」とく見いだされた市参事会の恩赦もまた、そういうた、専断的処罰からなる伝統的システムに属していた。「恩赦による裁判がもつ意味は、寛大な裁判といふところにあるのではないことが、たびたびあつた。そうではなくて、反対である。その意味は、そうした裁判によって無制限な刑罰権能の行使が予告されることになるというところにあつたのだ。」<sup>(五)</sup> 恩赦による裁判はしたがつて不興による裁判 Richten bei Ungnade 〉とコインの表裏の関係にあつた。いずれが選ばれてもおかしくはないし、いずれを選ぶかは都市参事会の専断に委ねられていた。このよきな参事会の専断的性格は、次のような言葉によく窺えるであろう。《彼は、より苛酷に科せられるはずであつた肉刑から、恩恵を施されて、免れた。」の「とを彼は、へりくだつた感謝の念から、よくよく受け入れ承認するべく des er billich zu undertheinigen dankt annehmen und erkennen soll やある》（一五四九年九月十二日付け [II 353-34]・一五四九年九月二十一日付け [II 354-55] 文書）。カロリナは当局に都合のよいように解釈され、確たる徵表なとして拷問の決定がなされる。どうやら調査がなされたのかは定かではない。都合が悪くなると《古くからの良き慣行》という錦の御旗の下に逃げ込む。大学法学部の教授たちは教授たちで鑑定書において、「拷問部屋でおこなわれるじつさいの事件とはなんの関係ももたぬ……言葉をしゃべつていた。」

これが時代の伝統的システムであった。やあれ、このまでもいわした大雑把な言表を重ねていっても仕方あるまい。近世刑事史は、時代と社会の問題を視野に入れつつ、一つひとつの問題を具体的に明らかにしていかねばならない。わたくしにいふとて、本稿が、今後に向けた、その作業のための一つの橋石になるのならばわいとしなければならないであら。

## 注

- (18) Radbruch / Gwinner [Fn. 12] 268.
- (19) N・ベルナー（真田孝昭ほか訳）『歴史心理学』（一九七一・法政大学出版局）一五八頁。
- (20) ブラウン前掲書〔前注9〕十七頁。
- (21) 井上幸治ほか訳前掲書〔前注23〕一一五三二、一一六三二頁。
- (22) ヴォルテール（丸山熊雄訳）『ルイ十四世の世紀』（一九八六・岩波文庫）三十一頁。
- (23) ジャン・ル・シャル・マルサン（池上俊一監修）『魔女狩り』（一九九一・創元社）一一五頁以下。
- (24) フリツァー前掲書〔前注9〕三十五頁、アーネティヒヤ前掲書〔前注5〕一十九頁、大野眞司編『世界の歴史 八 絶対君主と人民』（一九七五・中央文庫）十七頁、シャルジュー・リヴィエ（小林義之訳）『宗教戦争』（一九八七・白水社）九十三頁参照。
- (25) Th. Hampe [Fn. 12] 63. ベルジーグラーほか前掲書〔前注33〕一一五五頁。
- (26) Rusche / Kirchheimer [Fn. 7] 30 (Ann. 27).
- (27) ベルジーグラーほか前掲書〔前注12〕一七一一一九四頁によつた。

- (22) Von der falschen Better buberey [Fn. 148] 650, 34-37.
- (23) マーハケほか前掲書〔前注12〕一七四頁は、いへなんこね。
- (24) フーケイク前掲書〔前注27〕一一〇頁云ふ。
- (25) Rusche / Kirchhüner [Fn. 7] 20 (Ann. 47).
- (26) 「S' 繩争多ニ至題ニヒヤズ R. v. Hippel, Beiträge zur Geschichte der Freiheitsstrafe, in: Zeitschrift f. d. ges. Strafrechtsw., Bd. 18, 1897, 419, 94, 608-66 の大々な研究が知るべし。E. Schmidt, Neue Forschungen über den Ursprung der modernen Freiheitsstrafe, in: Schweizerische Zeitschrift f. Strafrecht, 62. Jg., 1947, 171-193 せり。
- (27) ジュヘル・ティムア(福井慈彦論)「十八、十九世紀ハシヌコおけゐ犯罪と社会」『毎編』六八七(一九八一)九十一頁下認。
- (28) 二三傳訳前掲書〔前注4〕十九頁。
- (29) K. Keyere [Fn. 37] 15.
- (30) バックナビック前掲書〔前注20〕一八九頁。

[本稿はまことに稀へ珍泥たるものがあぬが、]十有余年の長きにわたり、公私ともにわたりやまなかの、教示を悉くなへした田中久智先生に懽むゆかで、ただかへ延べ。これからのお先生の「健康」、[研究の發展]を心よりお祈りしたる。一九九五年三月六日]

[Anmerkungen zur Kriminalgeschichte nach Gengenbacher Urfehdebriefen in der Frühnezeit. I. Einleitung. II. Gengenbacher Urfehdebriefe und "Urfehdebuch". III. Sittlichkeitsdelikte, Kindesmord, Hexerei. IV. Diebstahl, "Auführ

und Lärm", Meineid, Brandstiftung, Injurien etc. V. Gerichtsverfahren. VI. Zusammenfassung.

Wenn wir uns die Verbrecherwelt wenden, die Urfehdebriefe von den Jahren 1547-1551 und 1598-1631 aus einem kleinen Städtchen in Schwaben und im Alemannischen, der Reichsstadt Geislingen, in kriminal- und sozialgeschichtlicher Hinsicht bieten, so treten uns gewissermaßen europäische Phänomene entgegen : zum einen strenge religiöse Umwelt auf dem Hintergrunde der Reformations- und Gegenreformationszeit, welche in erster Linie in sexueller Einherzigkeit zu den Sittlichkeitssdelikten zum Ausdruck gekommen ist. Daneben : große Armut in Stadt und Land, die sich in den Erscheinungsformen der Kriminalität vor allem der Fahrenden widergespiegelt hat. Die fahrenden Leute wiederum haben von Bettelrei und Söldner gelebt, die sich nicht wenig auf die charakteristische Strafrechtspflege der Städte vor der Einführung der Freiheitsstrafe, auf die ortsansässige Bevölkerung ihrer Existenzgrundlage beruhende Ausweisung, zurückgeführt haben. Der vorliegende Aufsatz stellt in diesen Hinsichten einen Beitrag zur These Radbruchs dar : Strafrechtsgeschichte darf nicht bloße Geschichte der Strafrechtsnormen sein wollen. Kumamoto, den 6. 3. 1995 Kenji WAKASONE]